

時の留保を行うことによる。かかる留保は、
いうまでもなく、条約の対象および目的と
両立しなければならない。

2. ゆえに、裁判所は、「政府は、当該国に対し米州人権条約発効の際、国内法でかかる刑罰を規定していなかった犯罪に対して死刑を適用することができるか」の質問の回答において全員一致の意見は、条約は死刑の範囲拡大を絶対的に禁止していて、その結果、締約国の政府は、その国内法によって、以前のような罰が規定されていなかった犯罪に対して死刑を適用することができないとしている。

(完)

トを拡大することは阻止されてきた。第2の場合に、いずれの場合においてもどんな形態の犯罪に対しても死刑の復活は絶対的に禁止されている。条約締約国による死刑の廃止の決定は、いずれにせよ法律によって最終的で不可逆的な決定となる。

57. 全体的に、条約は明確に本来的に増進的な方法を採った。すなわち、死刑を廃止しない場合には、死刑の漸次的な廃止によりその適用を減少させるよう、条約は死刑の適用と範囲を厳格に制限するための制約を課した。

58. 条約の準備作業は、第4条の文言の解釈から生じる意味を確定する。多くの代表が、死刑の全面的廃止の提案があったが、動機に反対票が投じられ、支持に必要な票を得ることができず、かかる提案は採択されなかつた〔参照、Conferencia Especializada Interamericana sobre Derechos Humanos, San Jose, Costa Rica, 7-22 Noviembre de 1969, Actasy Documentos, OEA/Ser. K/XVI/1 .2, Washington, D.C.1973 .(以後 Actasy Documentosとして引用) repr.1978, esp.pp.161, 295-96 and 440-41 .〕。一般的な見解、また会議における明らかな多数見解は、会議に出席した19代表のうち14代表（コスタリカ、ウルグアイ、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、パナマ、ホンジュラス、ドミニア共和国、グアテマラ、メキシコ、ベネズエラ、ニカラグア、アルゼンチン、パラグアイ）により最終準備会に提出された以下の宣言に反映されている。

暫時的に、米州人権条約の付加議定書——Pact of San Jose, Costa Rica——が死刑の最終的廃止および、米州を再び基本的人権の擁護に関する指導的地位におかれるように、特別米州人権会議の署名をした代表、参加者は、死刑廃止の討議の過程で表された多数の意見に応じて、われわれ人民のより純粹な人道主義的伝統を承認して、死刑の適用を現在の「米州」の環境から廃絶するわれわれの堅い希望と、あらゆる可能な努力をなすというわれわれの確固とした目的を絶対的に宣言する (Actasy Documentos, supra.p.467)。

この見解は、本条に「委員会は死刑の禁止によってその堅い信念を登録する」とした委員会の特別報告者の意見によって生みだされた (Actasy Documentos, supra.p.296)。

59. 第4条第2項の最後の「規約の対象と目的に照らして、条約の語に与えられる通常の意味に従い、義務を忠実に履行する」〔Vienna Convention, Art.31(1)〕の解釈の際、第4条第2項は、いかなる締約国もその国内法により以前に規定されていなかった犯罪に対し死刑を科すことができないという絶対的な禁止を含んでいるということはまったくの疑問もないことされた。条約のいかなる規定も、第4条第2項の明白な文言に相異なった意味を与えることはできない。異なった結果を達成しようとする唯一の方法は、留保を行おうとする国家に関して前述の規定の適用を排除するための適

たのち、それに続く5つの項を死刑の適用にあてている。本条の文言は、全体として、死刑の科刑とその適用の両方について、死刑の範囲制限という明確な傾向を明示している。

53. その主題は、「あらゆる人は、人として認められる権利を有する」ことを宣言する第1項で定められた実際的な原則によって、また「何人も恣意的にその生命を奪われることはない」とする手続的原則によって規制されている。さらに、死刑を廃止していない国においては、死刑は「権限のある裁判所によって犯罪実行以前に制定されたかかる刑罰を規定した法律に従って下された最終判決による」(第4条第2項)場合を除き、科することはできない。これらの保障は第8条と第9条に明らかに規定されていることによって考察される事実によれば、条約は、死刑の適用は、死刑を廃止していない国においては条約を侵害していないという諸条件を狭く定義しようとする旨を指摘する。

54. 条約は、死刑を科すことができる犯罪の諸類型に適用されるその他の制限を明らかにしている。死刑はもっとも重大な犯罪についてのみ科せられるが〔第4条第2項〕、政治犯罪またはそれに関連する普通犯罪に死刑を適用することは絶対に禁止されている〔第4条第4項〕。条約が、政治犯罪に関係しないもっとも重大な普通犯罪にのみ限定して適用されることは、死刑が、まさに例外的な状況においてのみ適用されるということを示掲している。さらに、死刑囚

に関してみれば、条約は、犯行時18歳未満または70歳以上の者に対し死刑を科することを禁止している。妊婦に対し適用することもできない〔第4条第5項〕。

55. 死刑を廃止していない条約締約国に対し、3形態の制限が適用されるように思われる。第1は、かかる刑罰の科刑または適用が、厳格に遵守され検討されなければならないという一定の手続的要請に従うこと。第2は、死刑は、政治犯罪に関係しないもっとも重大な普通犯罪に限定されなければならないこと。最後に、死刑の科刑または適用を阻害する被告人の人的要素について一定の考慮がはかられなければならないこと。

56. 死刑の適用を制限しようとする傾向は、条約第4条に示されているが、他の観点からは、より一層明らかになる。第4条第2項により、究極的には「かかる刑罰の適用は現在適用されていない犯罪にまで拡大してはならない」。第4条第3項は、さらに「死刑は、それを廃止した国家において再び設けてはならない」と宣言する。ここにおける問題は、例外的な死刑の科刑または適用に厳重な制限を加えるということではなく、この刑罰にそれを自体停止することであり、死刑を行っている国と、死刑の廃止を決定していない国に対し適用することができる漸進的かつ不可逆的な方法ということである。条約はその範囲を拡大し、かつて死刑を科さなかった犯罪に対し死刑を科したり適用したりすることを禁止している。こうして、死刑の適用される犯罪リス

- para.298)。
36. スウェーデン代表は、同国では死刑ははるか以前に廃止され、最後の処刑は1911年であったと強調した。国連諸国およびその他の諸組織の中で、スウェーデンは死刑の漸進的な廃止の促進に努力し、強固な抵抗に関わらず努力を続けていくであろう (A/41/40, para. 119)。
37. シリア・アラブ共和国代表は、死刑は刑法によりもっとも重大な犯罪に対してのみ科すことができると述べた。社会に対する犯罪あるいは国家の安全に対する犯罪においてのみ稀にしか執行されない。多くは、終身刑または重労働に減刑されている (A/32/44, para. 115(c))。
38. トリンダードトバゴ代表は、過去5年間に、同国において有罪とされた死刑囚は一人も処刑されたことはないとした (A/40/40, para. 127)。
39. チュニジア代表は、尊属殺のような凶悪な犯罪にのみ科せられ、稀にしか執行されないと述べた。恩赦の申し出は、自動的に国家元首に送付される (A/32/44, para.121(e))。
40. ウクライナ・ソビエト社会主义共和国代表は、死刑は加重事由のある計画殺人、強姦致死、および多くの極端な犯罪に対して適用される極刑であると強調した (A/34/40, para. 273)。
41. ソ連代表は、ソビエト刑法において死刑は、テロリズム、集団強盗、計画殺人および集団強姦のような凶悪な犯罪に対する例外的な措置であり、稀にしか適用されず、将来全面的に廃止されることが予定されていると強調し
- た。死刑は絶対的でなく、自由の剥奪と置き換えることができる (A/33/40, para.436)。
- ソ連代表は、死刑は、つねに法律によって定義されている極めて重大な犯罪で有罪とされた者に適用される例外的な刑罰刑態であり、最高会議幹部会は実際に、1980年4月28日のデクレによって科せられる犯罪の数を減少し、憲法第121条は最高会議幹部会に、全同盟に恩赦法令を発付し、恩赦権行使する権利を与えたと委員会に通知した (A/40/40, para.273)。
42. ユーゴスラビア代表は、死刑はもっとも残酷な犯罪と人権を極めて侵害する犯罪、および国家の独立を侵害する犯罪に対してのみ適用され、つねに代替刑が規定されていると指摘した (A/33/40, para.387)。ユーゴスラビア代表は、死刑を科せられる犯罪の数が多いが、それは国内外の安全を危険にする例外的状況に関連するまったく例外的な場合であると説明した (A/39/40, para.216)。

付録 III

米州人権裁判所の1983年9月8日の勧告的意見の抜粋

1. 米州人権条約第4条の範囲が、米州人権委員会の要請により1983年9月8日の米州人権裁判所の勧告的意見で明らかにされた。米州人権裁判所の1983年9月8日の勧告的意見中、もっとも関連する項目は以下のとおりである。
52. 条約第4条の目的は、生命に対する権利を擁護することである。しかし本条は、その第1項で概括的文言でその目的を宣言し

- para.121)。
26. ノルウェー代表は、同国政府が最近、原則として、死刑を廃止し、その趣旨の法案を近い将来議会に提出する意向であると指摘した。死刑は、第二次世界大戦後の裁判以来ノルウェーで科せられたことはない (A/33/40, para.248)。
- ノルウェー代表は、死刑の廃止は同国の世論を大きく二分したと述べた。議会において、その決定は政治的考慮に基づいて行われ、廃止論が勝利をおさめた (A/36/40, para.339)。
27. ペルー代表は、死刑相当犯罪の数を増加するための法案は、議会に提出されたことはなく、対外戦争の際の反逆の裁判が、軍裁判法により行われていると述べた (A/38/40, para.280)。
28. ポーランド代表は、一連の社会主義経済に損害を与える価値ある財物の強奪を組織し、あるいは指令した者、および1970年1月1日の刑法典の施行以来、死刑はそのような理由によって科せられたことはないことを指摘した (A/35/40, para.64)。
29. ポルトガル代表は、同国において死刑は1867年に廃止されたと説明した (A/36/40, para.322)。
30. ルーマニア代表は、例外的な措置である死刑は、わずかの重大犯罪に対してのみ適用される——代表によれば、それは15年ないし20年の拘禁刑に代替される——こと、過去15年間、死刑は国家財産に対する犯罪を含む唯一の事件においても適用されなかつたこと、および故意を欠く犯罪に適用されないことを述べた。代表は、死刑適用範囲は、起草されて
- いる新しいルーマニア法ではかなり縮減され、死刑は殺人、反逆、スパイ行為および重大な結果に至った空賊行為の場合の例外的かつ代替措置として適用されるのみであることをつけ加えた (A/34/40, para.167)。
31. ルワンダ代表は、国家安全裁判所で2件の死刑判決が宣告されたのみであり、それも未だ上訴の可能性が残されているので執行されていないこと、および同国が多く組織的な攻撃をうけた1974年の暴動後、同国の状況が安定して以来、すべての死刑判決は拘禁刑に減刑されたと委員会に通知した (A/37/40, para.237)。
32. セネガル代表は、規約の批准以来、セネガルにおいては死刑は執行されたことがなく1963年以降2人に死刑が宣告されたのみであると述べた。死刑を宣告された妊婦は、その出産まで処刑されることはない (A/35/40, para.224)。
33. スペイン代表は、スペイにおいては、戦時に適用することができる軍刑法に定められているものを除いて、死刑は廃止されていると述べた。1983年の刑法改正以来、死刑は大量殺戮罪に対しても廃止された (A/40/40, para.483)。
34. スリランカ代表は、1977年以降、何人も処刑されたことがないと述べた (A/39/40, para.124)。
35. スリナム代表は、同国において死刑は50年以上も適用されたことはないと述べ、再び適用されることがあるかどうかは疑問であるとした。死刑は、法律によれば、謀殺、第一級故殺および海賊行為に適用される (A/35/40,

あると結論づけたことを委員会に通知した。法典は、法制審議会の勧告にそって改正されるものと思われる。代表は、厳格な規制のために、処刑数は最近減少し、1975年から1980年にかけて15人が処刑されたのみであるとも述べた (A/37/40, para.82)。

18. マダガスカル代表は、死刑は、計画殺人、尊属殺、毒殺、加重事由のある殺人および暴力的な武装強盗のような非常に凶悪な犯罪に対してのみ科せられると指摘した (A/33/40, para.282)。

19. マリ代表は、死刑は人身御供や大量殺戮のような重大な犯罪の場合に適用され、収賄罪を処理するために1977年に制定された法律により、10万ドルを越える経済犯罪を犯した公務員に科すこともできると指摘した。代表は、1964年～1967年に同国北部で発生したツアレグ (Tuareg) 族の暴動を処理するために制定された法律によって、公務員に対する攻撃に対しても科せられたが、そうした問題が存在しなくなった以降、現在では廃止されていることを認めた。代表は、18歳未満の者は最高の20年の拘禁刑に処せられ、死刑を宣言されることではなく、そして同国で妊婦や母親で今までに処刑された者はいないとも委員会に通知した (A/36/40, para.246)。

20. モーリシアス代表は、同国における最後の処刑は1958年に行われたと述べた。それ以降、死刑は宣告されているが、執行されたことはない (A/33/40, para.513)。

21. メキシコ代表は、同国で死刑が最後に執行されたのは1929年であるが、多くの犯罪について憲法で死刑が存置されていることを認め

た。しかし、連邦および州の刑法典で死刑を廃止することについてはある程度の解釈が生まれている。代表は、軍法により死刑で罰することができるとき、憲法は、とくに、追い剥ぎのような凶悪性に疑問のある犯罪にも死刑を規定している点で、規約と憲法とに矛盾があるとする委員会でのコメントを政府に伝えると述べた (A/38/40, para.86)。

22. モンゴル代表は、モンゴル法によれば、死刑は多くのとくに凶悪な犯罪に科せられる例外的な措置であり、裁判所が死刑を適用することは絶対的でなく、すべての場合にその代替刑が規定されており、過去10年以上ものあいだ、加重事由のある計画殺人と社会主義の財産を大規模に横領した事件を除き、死刑が宣告された例はなく、死刑宣告の数は、年平均3件であると述べた (A/35/40, para.107)。

23. モンゴリア代表は、死刑はとくに重大な凶悪殺人を除いて稀にしか科せられず、過去7年間では、その前の10年間よりも少なかったと述べた (A/41/40, para.238)。

24. モロッコ代表は、数人の死刑囚が最近国王による恩赦に浴したこと、現在、恩赦を申請中の死刑囚が2人いること、死刑執行の猶予の請願が棄却されるまでは死刑は執行できないこと、および、同国に女性の死刑囚は現在いないことを述べた (A/37/40, para.157)。

25. オランダ代表は、オランダ領アルチル諸島で、国家の安全に対する犯罪、および戦時ににおける逃亡、傷病者に対する暴力、スパイ行為、反逆、および敵軍に自発的に協力する行為のような軍律違反行為に対し死刑が規定されていると委員会に通知した (A/37/40,

11. エジプトの代表は、死刑は、国家の独立または統合を危険にさらす者、エジプトに武力をもって敵対する組織に任意に加わる者、あるいは故意の殺人または強盗殺人で有罪とされた者に科せるべきと述べた (A/39/40, para.307)。

12. ドイツ民主共和国代表は、政府は死刑が民族的偏見、ファシズム、および戦争犯罪に対し効果的な武器であると考えるので、ドイツ民主共和国においては死刑は廃止されていないと述べた (A/33/40, para.171)。

ドイツ民主共和国代表は、死刑は、平和と人類に対する犯罪、大量殺戮、戦争犯罪、反逆罪、スパイ行為、および非常に重大な殺人を含んだごくわずかの重大な犯罪に科すことができると説明した。代表は、軍事犯罪の場合であっても、死刑は、ドイツ民主共和国が攻撃の犠牲となる場合および国防の場合にのみ科すことができる。実際上、第一回報告書以来、死刑の宣告も処刑も行われていない (A/39/40, para.492)。

13. ハンガリー代表は、刑法典はとくに重大なごくわずかの犯罪——武力による陰謀、反政府的な煽動、破壊行為、反逆およびスパイ行為を含む国家に対する犯罪——に対し死刑を定めるが、そのいずれもハンガリーにおいては過去10年間行われたことがない。大量殺戮および戦争犯罪を含む人類に対する犯罪。計画殺人、とくに残忍な方法による、あるいは常習犯人による欲望から生じた殺人を含む対人犯罪。テロリズムあるいは航空機のハイジャックで死に致す行為を含む治安犯罪。および、軍事犯罪——に対してのみ、例外的措置

として死刑を規定していると、委員会に通知した。過去10年間に、25件の死刑が適用された (A/41/40, para.388)。

14. インド代表は、6類型の凶悪な犯罪に死刑を科すことができると述べた。代表は、それぞれの刑に特別な理由が記録されなければならず、政府または大統領に特赦の請願も行うことができるとつけ加えた。一例として、1977年に殺人で17, 627人が訴追され、うち9人が処刑されたのみである。1980年には、2人の処刑があつただけである (A/39/40, para.278)。

15. イラン・イスラム共和国代表は、死刑は法律によって例外的に重大な特別の犯罪に限定され、権限の与えられた裁判所の最終判決によってのみ行われると述べた。過去2年以上にわたって、宣告され、処刑された死刑の数は減少しつづけていると代表は主張した (A/33/40, para.323)。イラン・イスラム共和国代表は、死刑が宣告されるときは、特赦の訴えを行うことができ、この訴えは、受刑者保護協会会长、テヘラン検事長、登録局長官およびイラン最高裁判所が任命する裁判官からなる委員会で審理される。特赦の訴えの諾否の通知は、15日以内に行われると委員会に通知した (A/37/40, para.326)。

16. イラク代表は、死刑の適用される犯罪は、スパイ行為、国家の安全に対する犯罪、麻薬密売に関する犯罪、加重事由のある殺人罪、および国家経済に対する犯罪に限られると強調した (A/35/40, para.145)。

17. 日本代表は、法制審議会が死刑を科すことができる犯罪を17から9に減少させるべきで

4. バルバドス代表は、死刑相当犯罪で有罪とされた女性が妊娠しているとき、その女性に言い渡される刑は、死刑でなく終身刑でなければならないとする死刑（妊婦）法に言及した（A/36/40, para.173）。

5. ブルガリア代表は、死刑はもっとも重大な犯罪にのみ適用され、その犯罪には経済犯罪は含まれないと指摘した（A/34/40, para.137）。

6. 白ロシア・ソビエト社会主義共和国代表は、白ロシアにおける死刑は例外的であり、将来において廃止されることになっている暫定的な方策であることを強調した。死刑は、反逆行為、スパイ行為、テロリズム、外国代表に対するテロリスト行為、集団強盗、加重事由のある計画殺人、集団強姦、および危険な累犯者による強姦に対し適用される。死刑を規定する白ロシア刑の各条は、代替刑として拘禁刑を定める。白ロシアにおいては、死刑相当犯罪は過去10ないし15年間行われたことがない。死刑を含む「国家犯罪」の例として、代表は、第二次世界大戦中のソビエト市民の大量殺戮に参加した2人の国家犯罪者の犯罪を引用した（A/33/40, para.542）。

白ロシア代表は、過去6年間に死刑判決は、加重事由のある計画殺人で非常に凶悪な犯罪に対して宣告されたが、これは絶対的ではないと述べた（A/40/40, para.335）。

7. カナダ代表は、死刑を正当する国内法は廃棄され、刑法改正により1976年に廃止されたと述べた。死刑は、国防法では存置されているが第二次世界大戦中も戦後も適用されたことはなかった。カナダの軍隊は、現在、国防

法の全面的な改正と、人権委員会が表明した関心事、とりわけ罪と罰の均衡の必要性を研究している（A/40/40, para.227）。

8. チリ代表は、刑法第21条が定める死刑相当犯罪は、加重殺人、戦時の反逆行為、死に致らしたテロリスト行為のような例外的に重大な犯罪であると述べた。死刑は、いかなる場合でもそれが唯一の刑罰と考えることができないので適用することが困難なものである。裁判所は、犯罪の重大さや加減事由あるいは軽減事由により、一定範囲の刑罰を科する権限をもっている。さらに、チリ刑法第77条は、一定の条件によって死刑に替えて終身刑を科すことを規定している。くわえて、死刑は裁判所で全員一致による場合を除き、第二審で言い渡すことができない。事件に関する書類は、共和国大統領による決定のために、減刑あるいは恩赦の理由があるかどうかに関する裁判所の意見をそろえて提出される。過去10年間、死刑が科せられたのは、虐待を行った2人の警官が死刑を宣告され、処刑にされた1件のみである（A/39/40, para.458）。

9. チェコスロバキア代表は、死刑に言及して、死刑は絶対的でないが、殺人、反政府煽動、テロリズム、破壊行為、スパイ行為、反逆、航空の安全を危険にさらす行為、および航空機のハイジャックにのみ適用することができると通知した（A/33/40, para.139）。

10. 朝鮮民主主義人民共和国代表は、死刑はスパイ行為および計画殺人のような特別犯罪に対してのみ存置されている。スパイを除いて、朝鮮民主主義人民共和国には政治犯罪は存在しない（A/39/40, para.392）。

定方式では、出産に先立つ期間に対してのみ適用されると解釈されることが指摘された〔Cf. ベルギー (A/CN.4/ SR.311, p.1)〕。

18. 第3委員会において (A/3764, paragraph 118)、多くの代表は、この文言は出産前に死刑を執行することを妨げようとするものであるという意見であった〔中国 (A/C.3/ SR.809, paragraph 27)、ベルギー (A/C.3/ SR.810, paragraph 2)、イラン (A/C.3/ SR.810, paragraph 7)、インドネシア (A/C.3/ SR.812, paragraph 32)、カナダ (A/C.3/ SR.814, paragraph 42)〕。しかし、その他の代表は、妊娠中の女子に関する限り、死刑は執行してはならないと考えた〔ペルー (A/C.3/ SR.810, paragraph 14)、南アフリカ (A/C.3/ SR.811, paragraph 24)〕。やがて生まれる子供の通常な発育は、母親が絶えず恐怖にさらされて生きているならば影響を受けるだろう。出産後、死刑は執行される。

5. 第6条第6項

本条のいかなる規定も、この規約の締約国による死刑の廃止を遅らせたり、妨げるために援用されてはならない。

19. 第3委員会で (A/3764, paragraph 111)、死刑の廃止は非常に議論の多い問題であるから、この問題を当該各国の解決に委ねたほうがよいと述べられた。規約が死刑を是認しているかの印象を避けるために、この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせたり、妨げるために援用されてはならないという趣旨の文言を加えることが合意された。第6項のテキストは、54対4、棄権1で採択された (A/C.3/ SR.820,

paragraph 26)。

注 (a) Bossuyt, Marc J. Guide to the "travaux préparatoires" of the International Covenant on Civil and Political Rights, Dordrecht, Nijhoff, 1987, pp.113–146よりの要約

付録 II

人権委員会に提出された死刑に関する情報

1. 人権委員会のメンバーによる質問に対する回答の中で、市民的および政治的権利に関する国際規約に加盟している多くの国家政府は、自国の死刑に関する状況についての情報を提供した。英語のアルファベット順で、該当国の回答を以下に再録する。
2. アフガニスタン代表は、国内法あるいは市民および政治的権利に関する国際規約またはその他の人権に関する法律文書の規定に反して、死刑が科せられた例はなく、多くの死刑囚が恩赦に浴していると述べた (A/40/40, para.615)。
3. オーストラリア代表は、オーストラリアにおける最後の死刑適用例は、ノーザン・テリトリーを含むコモンウェルスの全管轄区域で死刑が廃止された6年前の1967年であったこと、またある州では一定の犯罪につき死刑を科すことは理論上可能であったが——これは植民地の統治方式の復活であるが——、この可能性は純粹に理論的なものであり、過去の植民地時代とつながる多くのオーストラリアの残存と断絶することを規定している法律が今も準備されていると通知した (A/38/40, para.164)。

- ろう〔グアテマラ（A/C.3/SR.812, paragraph 6）〕。一方、修正に反対するものは、死刑に服しない者の分類の特定はそれぞれの国の法律に委ねるとした〔・・・〕。
16. 日本の修正に対して、犯罪実行の時の年齢よりむしろ有罪とされる時の年齢が、判決を言い渡される時に考慮される国では困難が生じるであろうという理由で、「未成年者」の語は「青少年」の語に置き換えられるべきである趣旨の反対がなされた〔Cf. カナダ（A/C.3/SR.paragraph 42）、ニュージーランド（A/C.3/SR.821, paragraph 7）〕。その文言は、「死刑の判決は、青少年に科されることはないものとする・・・」である（A/C.3/L.656）〔Cf. アイルランド（A/C.3/SR.813, paragraph 44）、ニュージーランド（A/C.3/SR.814, paragraph 49）、連合王国（A/C.3/ST.815, paragraph 45, A/C.3/SR.816, paragraph 3 and A/C.3/SR.817, paragraph 18）、日本（A/C.3/SR.819, paragraph 1）〕。それに答えて、このような規定方式では、未成年者のときに犯罪を行った者に死刑を科すことは妨げないが、逮捕あるいは有罪の認定は成年に達するまでできないという指摘がなされた〔Cf. ポーランド（A/C.3/SR.814, paragraph 8）、日本（A/C.3/SR.815, paragraph 53 and A/C.3/SR.816, paragraph 17）、連合王国（A/C.3/SR.816, paragraph 3）、グアテマラ（A/C.3/SR.818, paragraph 24）〕。委員会で、「青少年」の語の使用に関し若干の不満が表明された〔Cf. アイルランド（A/C.3/SR.817, paragraph 36）、パキスタン（A/C.3/SR.818, paragraph 16）、ガーナ（A/C.3/SR.819, paragraph 29）、連合王国（A/C.3/SR.821, paragraph 1）〕。代案として、「未成年者」の語〔Cf. フィリピン（A/C.3/SR.815, paragraph 21）、連合王国（A/C.3/SR.85, paragraph 43 and A/C.3/SR.820, paragraph 3）、ユーゴスラビア（A/C.3/SR.818, paragraph 5）、パナマ（A/C.3/SR.819, paragraph 23）、チリ（A/C.3/SR.819, paragraph 41）、インドネシア（A/C.3/SR.819, paragraph 52）、スペイン（A/C.3/SR.820, paragraph 3）、「18歳未満の者」〔Cf. ベルギー（A/C.3/SR.813, paragraph 9）、エルサルバドル（A/C.3/SR.817, paragraph 28）、オーストラリア（A/C.3/SR.817, paragraph 33）、白ロシア社会主義共和国（A/C.3/SR.818, paragraph 9）、日本（A/C.3/SR.819, paragraph 2）、フィンランド（A/C.3/SR.819, paragraph 10）、チリ（A/C.3/SR.819, paragraph 41）〕、および「少年」の語〔Cf. 南アフリカ（A/C.3/SR.817, paragraph 40）、フィリピン（A/C.3/SR.818, paragraph 23）〕が示唆された。委員会は、「18歳未満の者」の語を〔Cf. A/3764, paragraph 120(m)〕を採択することを決めた。最後の置き換えは、21対19、棄権28で採択された〔A/C.3/SR.820, paragraph 21〕。
17. 人権委員会では、人道主義的な考慮とまだ産まれていない子供の利益への考慮によって生じた第5項の意図は、死刑は、妊娠中の女子にかかる場合、絶対に執行されてはならないということであると思われた（A/2929, chap.VI, paragraph 10）。しかし、現在の規

12. 死刑は「犯罪が行われた時に効力を有していた」法律による場合を除いて科せられないという趣旨の文言に関して、総会の第3委員会で (Cf.A/3764, paragraph 116)、そのような文言は、死刑を科す法律は遡及させることができないことを保障する意図であると指摘された [Cf. エルサルバドル (A/C.3/ SR.811, paragraph 7)、パキスタン (A/C.3/ SR.818, pparagraph 15)、インドネシア (A/C.3/ SR.819, paragraph 50)]。

3. 第6条第4項

死刑の言い渡しを受けたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。

13. 人権委員会で (A/2929 .chap.VI,paragraph 9)、第4項の規定の挿入が人道的理由から支持された [Cf. ソ連 (E/CN.4/ SR.98, p.5)]。死刑がいまなお科せられている国において死刑を言い渡された者に「死刑の特赦又は減刑を求める」権利を与えることによって死刑を緩和することは欠くことのできないものであると考えられた [Cf. レバノン (E/CN.4/ SR.153, paragraph 18)]。初期の草案では、「死刑のいい渡しをうけたいかなる者も、死刑の大赦または特赦または減刑を求める権利を有するものとする」と規定された。「大赦」を求める権利への言及は、大赦が執行部によって自発的に決定される措置であり、集団的特赦の性格を有するので、個人がこれを求めることを具体化することは適切でないと思われたので、削除された [Cf. フランス (E/CN.4/ SR.309, p.8)、チリ

(E/CN.4/ SR.309, p.7)、ギリシア (E/CN.4 / SR.310, p.7)]。しかし、すべての場合に死刑の大赦、特赦および刑を与えることを規定する第4条の第2文の中に大赦への言及を残しておくのは適切であるということが一般的に合意された。第5項の第1文から「大赦」の語を削除するフランスの修正は、11対5、棄権3で採択された。この項全体は、13対1、棄権4で採択された (E/CN.4/ SR.311, p.6)。

14. 第3委員会で [Cf.A/3764, paragraph 120 (K)]、第4項第2文の「すべての場合に」が、ベルギーの要求により別個に投票に付され、57対1、棄権13で採択された。第4項全体では、69対0、棄権2で採択された (A/c.3 / SR.820, paragraph 17)。

4. 第6条第5項

死刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。

15. 第3委員会が扱ったもう一つの問題 (A/3764, paragraph 119) は、死刑からの保護は日本の修正で提案されたように (A/C.3 / L.650)、未成年者に拡大すべきかということであった。修正を支持するものは、未成年者は多くの国の刑事法で優遇措置が与えられていると説明した [Cf. グアテマラ (A/C.3 / SR.812, paragraph 6)、ペルー (A/C.3 / SR.812, paragraph 15)、パナマ (A/C.3 / SR.813, paragraph 32)、日本 (A/C.3/ SR.814, paragraph 19)、ギリシア (A/C.3/ SR.819, praphar 37)]。確固たる道徳および知的な導きによって、非行を犯した未成年者は社会の有益な構成員となることができるであ

ダ (A/C.3/ SR.814, paragraph 35)、ニュージーランド (A/C.3/ SR.814, paragraph 46)、フィリッピン (A/C.3/ SR.819, paragraphs 13–14)、チリ (A/C.3/ SR.815, paragraph 24, A/C.3/ SR.819, paragraph 39)、ノルウェー (A/C.3/ SR.818, paragraph 1) ユーゴスラビア (A/C.3/ SR.818, paragraph 2)、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国 (A/C.3/ SR.819, paragraph 4)、デンマーク (A/C.3/ AR.819, paragraph 13)、ガーナ (A/C.3/ SR.819, paragraph 29)。死刑廃止の問題は、非常に論議の多い問題である。この問題の解決は諸国に委ねたほうがよい [Cf. エルサルバドル (A/C.3/ SR.811, paragraph 7)、ブラジル (A/C.3/ SR.811, paragraph 35)、メキシコ (A/C.3/ SR.812, paragraph 9)、オーストラリア (A/C.3/ SR.812, paragraph 21)、ベルギー (A/C.3/ SR.812, paragraph 6)、ポーランド (A/C.3/ SR.814, paragraph 52)、カナダ (A/C.3/ SR.814, paragraph 37)、インドネシア (A/C.3/ SR.819, paragraph 49)]。

9. しかし、規約が死刑を是認しているという印象を避けるために、この条文に規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ、または妨げるために援用されなければならないという趣旨の文言を加えることが合意された [Cf. フランス (A/C.3/ SR.811, paragraph 27)、アイルランド (A/C.3/ SR.813, paragraph 41)、イタリア (A/C.3/ SR.814, paragraph 11)、エクワドル (A/C.3/ SR.815, paragraph 28)]。最初にパナマが提案した、加盟国は「死刑廃止の促進の正当化を認める」というような (A/C.3/ L.653) 積極的なテキストを支持す

る代表も若干あった [Cf. ウルグアイ (A/C.3/ SR.811, paragraph 31)、パナマ (A/C.3/ SR.813, paragraph 29)、イタリア (A/C.3/ SR.814, paragraph 14)、ベネズエラ (A/C.3/ SR.816, paragraph 7)、エルサルバドル (A/C.3/ SR.817, paragraph 29)、コロンビア (A/C.3/ SR.820, paragraph 28)]。死刑の廃止を促進するために積極的な方策がとられるべきであると示唆された [Cf. コロンビア (A/C.3/ SR.813, paragraph 12)、パナマ (A/C.3/ SR.819, paragraph 24)] たとえば、国連によりこの問題に関するセミナーが組織され、研究が行われることなどである [Cf. スウェーデン (A/C.3/ SR.813, paragraph 24)、フィンランド (A/C.3/ SR.819, paragraph 11)、ガーナ (A/C.3/ SR.819, paragraph 29)]。

10. 総会の第3委員会で (Cf. A/3764, paragraph 87)、コロンビアとウルグアイは、以下のように第6条の置き換えの修正 (A/C.3/ L.644) を提案した。

「すべての人は固有の生命に対する権利をもつ。死刑は何人に対しても科されることはない。」

11. パナマが提案した以下の修正 (A/C.3/ L.653)、

「生命に対する権利は、人に固有のものである。規約の締約国は、死刑廃止の促進が正しいものであることを認める。」

は、委員会に提出された修正および示唆を統一した形にしようとして第3委員会により設置された第6条に関する特別調査委員会で撤回された (A/3764, paragraph 96)。

オランダ (A/C.3/ SR.809, paragraph 25)、イラン (A/C.3/ SR.810, paragraph 6)、オーストラリア (A/C.3/ SR.812, paragraph 24) 参照]。その文書にたんに言及するだけでは、不当な法律の採択または執行を阻止することはできない [Cf. フランス (E/CN.4/ SR.310, p.5 and E/CN.4/ SR.311, p.5)、パキスタン (E/CN.4/ SR.310, p.6)、連合王国 (E/CN.4 / SR.310, p.7)、ユーゴスラビア (E/CN.4 / SR.310, pp.12–13)]。集団殺害罪の防止および処罰に関する条約への言及は、死刑を科することを認める国内法が従うべき新たな尺度を準備することを意図している。

7. 総会の第3委員会で (Cf.A/3764, paragraph 111)、第6条は死刑の廃止を規定すべきかどうかについての問題が議論された。この問題は「死刑は何人にも科せられない」と定めたコロンビアとウルグアイが提案した修正の第2部 (A/C.3/ L.644) に関連して生じた。この文言の支持は、生命に対する権利を保障する第6条は、生命の剥奪を是認すべきでなく、死刑を禁止すべきであると主張した [Cf. ブラジル (A/C.3/ SR.289, paragraph 25)、ウルグアイ (A/C.3/ SR.573, paragraph 19, A/C.3/ SR.810, paragraphs 22–24, A/C.3/ SR.810, pparagraph 32 .A/C.3/ SR.818, paragraph 11)、コロンビア (A/C.3/ SR.811, paragraphs 10–13)、コスタリカ (A/C.3/ SR.812, paragraph 10)、ペルー (A/C.3/ SR.812, paragraph 12)、エクワドル (A/C.3/ SR.815, paragraphs 27–28)]。死刑の存在は正当化され得ないし、犯罪者の社会復帰を遂行する現代の刑罰概念に

抵触する [Cf. ウルグアイ (A/C.3/ SR.810, paragraphs 22–23)、パナマ (A/C.3/ SR.813, paragraph 28)]。さらに、無実の者が有罪とされることはつねにあり得る。過誤の訂正は、有罪とされた者が処刑されたときは不可能になる [Cf. ウルグアイ (A/C.3/ SR.810, paragraph 22)、フィンランド (AC.3/ SR.811, paragraph 2)、コロンビア (A/C.3/ SR.811, paragraph 14)]。また、諸国の犯罪統計の比較が示すように、死刑は犯罪に対して抑止効果がないことが指摘された [Cf. フィンランド (A/C.3/ SR.811, paragraph 2)、パナマ (A/C.3 SR.813, paragraph 28)]。

8. 一方、多くの代表は、修正に影響を与えた人道的動機は評価するがその採択は死刑を存続している諸国に困難をまねくと考えた [Cf. フランス (A/C.3/ SR.810, paragraph 11, A/C.3/ SR.811, paragraph 26)、パキスタン (A/C.3/ SR.810, paragraph 26, a/C.3/ SR.818 , paragraph 13)、ソ連 (A/C.3/ SR.810, paragraph 31)、南アフリカ (A/C.3/ SR.811, paragraph 20)、連合王国 (A/C.3/ SR.811, paragraph 40)、グァテマラ (A/C.3/ SR.812, paragraph 5)、ベネズエラ (A/C.3/ SR.812, paragraphs 18 and 21)、ポルトガル (A/C.3/ SR.812, paragraph 22)、インドネシア (A/C.3/ SR.812, paragraphs 30)、ギニア (A/C.3/ SR.812, paragraph 34)、モロッコ (A/C.3/ SR.813, paragraph 21)、ブルガリア (A/C.3/ SR.813, paragraph 39)、日本 (A/C.3/ SR.814, paragraph 18)、イスラエル (A/C.3/ SR.814, paragraph 22)、ルーマニア (A/C.3/ SR.814, paragraph 26)、カナ

視して死刑が不当に、あるいはきまぐれに科されることがないように適當な保障が定められるべきであることが認められた〔Cf. ウルグアイ (E/CN.4/ SR.139, paragraphs 28–29, E/CN.4/ SR.140, paragraph 46)、中国 (E/CN.4/ SR.139, paragraph 44)、ポーランド (E/CN.4/ SR.144, paragraphs 23)〕。死刑は、(a)もっとも重大な犯罪に対して〔Cf. チリ (E/CN.4/ SR.309, p.9)、アメリカ合衆国 (E/CN.4/ SR.310, p.7)〕、(6)権限のある裁判所の宣告によって〔Cf. チリ (E/CN.4/ SR.309, p.6)〕かつ、(c)世界人権宣言の諸原則または集団殺害罪の防止および処遇に関する条約に抵触しない法律によってのみ科せられるべきであることが合意された。

4. 人権委員会で (Cf. A / 2929, chap.VI, paragraph 6)、「もっとも重大な」の概念が国によって異なるので、「もっとも重大な犯罪」の語句は正確さに欠けると批判された〔Cf. チリ (E/CN.4/ SR.140, paragraph 39)、ウルグアイ (E/CN.4/ SR.149, paragraph 33)、連合王国 (E/CN.4/ SR.149, paragraph 35)、アメリカ合衆国 (E/CN.4 / SR.149, paragraph 46)〕。したがって、この語句はより明確に定義されねばならないと示唆された〔Cf. チリ (E/CN.4/ SR.140, paragraph 4)、フランス (E/CN.4/ SR.149, paragraph 61)、エジプト (E/CN.4/ SR.152, paragraph 37)、連合王国 (E/CN.4/ SR.153, paragraph 14)〕。また、「政治犯罪」に死刑を科すべきないと示唆がなされた〔Cf. ソ連 (E/CN.4/ SR.98, p.4)〕。

5. 死刑は、「権限のある裁判所」〔Cf. エジ

プト (E/CN.4/ SR.139, paragraph 32 and E/CN.4/ SR.152, paragraph 37)、フィリピン (E/CN.4/ SR.153, paragraph 15)〕により科せられるべきであることが合意された (Cf.A/2929, chap.VI.paragraph 7)。

6. また人権委員会で (Cf. A / 2929, chap.VI, paragraph 8)、死刑は「世界人権宣言の諸原則に抵触しない」法律に従って科せられなければならないと定める条文は、何人も不当な法律に従ってその生命を奪われるべきでないとの保障が意図されていると述べられた〔Cf. エジプト (E/CN.4/ SR.98, p.9)、アメリカ合衆国 (E/CN.4/ SR.98, p.9)、チリ (E/CN.4/ SR.140, paragraph 4)、ユーゴスラビア (E/CN.4/ SR.149, paragraphs 58–59)、フランス (E/CN.4/ SR.149, paragraphs 60–61 and 64)〕。採用される法律は、世界人権宣言の精神に反するものであってはならない。〔Cf. フランス (E/CN.4 / SR.152, paragraphs 12–13)、ユーゴスラビア (E/CN.4/ SR.152, paragraphs 12–13)、ウルグアイ (E/CN.4/ SR.152, paragraph 25)、チリ (E/CN.4/ SR.309, p.7)、エジプト (E/CN.4/ SR.310, p.16)。なお、パキスタン (E/CN.4/ SR.810, paragraph 27) 参照〕。しかし、世界人権宣言に言及することは、この宣言が理想の宣言であり、必然的に広く漠然としており、法的な正確さに欠けるという理由で反対された〔Cf. 連合王国 (E/CN.4 / SR.140, paragraph 20 and E/CN.4/ SR.153, paragraph 14)、アメリカ合衆国 (E/CN.4 / SR.152, paragraph 2)、オーストラリア (E/CN.4/ SR.153, paragraph 13)、なお、

に対する権利を起草する際、生命を奪うことを認めるとしておもわれる状況について何も言及すべきでないと主張された〔Cf. ウクライナ・ビエト社会主義共和国 (E/CN.4/ SR.98, p.9) , ウルグアイ (E/CN.4/ SR.199, paragraph 90)、レバノン (E/CN.4/ SR.144, paragraph 18)、フランス (E/CN.4/ SR.199, paragraph 88)、アメリカ合衆国 (E/CN.4/ SR.310, 9 .8.)〕。

2. 第2の見解 (Cf.A/2929, chap.VII, paragraph 2) は、規定の漸進的実施を認めない規約では、締約国がその義務について不確実な状態におかれないので、権利とその制限の的確な範囲をできる限り正確に定義することが望ましいとした〔Cf. 連合王国 (E/CN.4 / SR.98 p5 E/CN4/ SR.139, paragraphs 15 and 24, E/CN.4/ SR.144, paragraph 11, E/CN.4 / SR.152, paragraph 18)、インド (E/CN.4 / SR.98, p.10)〕。提案された例外には、とくに、法にしたがって科せられる死刑の執行があった。この見解に反対して、いかなる制限の列挙も必然的に不完全さであり、さらに、権利に対するよりも例外に対してより大きい重要性が認められているとの印象が与えられるようにおもわれると主張された〔Cf. ソ連 (E/CN.4/ SR.98, pp.2 – 3 and 10, E/CN.4/ SR.309, p.5)、フィリピン (E/CN.4/ SR.98, p.8)、チリ (E/CN.4/ SR.98, p.9, E/CN.4/ SR.140, paragraph 2, E/CN.309, p.7)、アメリカ合衆国 (E/CN.4/ SR.139, paragraphs 7 and 11, E/CN.4/ SR.140, paragraph 34, E/CN.152, paragraphs 4–5, and 11, E/CN.4/ SR. 309, p.4, E/CN.4/ SR. 310, p. 8)、インド (E/CN.4/ SR.140,

paragraphs 13 and 42)、フランス (E/CN.4/ SR.309, p.4)、ウクライナ・ソビエト社会主义共和国 (E/CN.4/ SR.310, p.9)、また、第3委員会 A/3764, paragraph 115参照〕。そのような文言で起草される条文は、生命に対する権利を保障するよりもむしろ正当化するもののようにおもわれるであろう〔Cf. アメリカ合衆国 (E/CN.4/ SR.139, paragraph 9)、ソ連 (E/CN.4/ SR.310, p.15)〕。

2. 第6条第2項

死刑を廃止していない国においては、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、まとも重大な犯罪についてのみ科すことができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。

3. 人権委員会で (Cf.A/2929, chap.VI, paragraph 5)、死刑をあつかう規定を本条に插入することに対して、この慣行が国際社会に是認されているかのような印象を与えるという理由で、いくつかの反対が表明された〔Cf. エジプト (E/CN.4/ SR.144, paragraph 15)、ウルグアイ (E/CN.4/ SR.311, p.7)〕。人権規約は、人命の尊重を主要な原則の一つとして死刑の廃止を規定しなければならないことが要請されているという意見が表明された。一方、死刑がいくつかの国で存在していると指摘された〔Cf. ソ連 (E/CN.4/ SR.93, p.9)、フランス (E/CN.4/ SR.93, p.12)、ウルグアイ (E/CN.4/ SR.310, p.10)、スウェーデン (E/CN.4/ SR.311, p.3)〕。しかし、人権を無

第4条

本議定書の規定に関するいかなる保留も、
条約第64条により認められないものとする。

第5条

- 1 締約国は、署名のとき、または批准書、受諾書あるいは承認書を寄託するとき、本議定書が適用される諸地域を明記することができる。
- 2 締約国は、ヨーロッパ評議会事務総長にあてた宣言文書に明記した他の地域に、本議定書を拡大して適用することができる。かかる地域に関しては、宣言文書を事務総長が受理した日の翌月の第1日目に、本議定書は効力を生ずるものとする。
- 3 宣言文書に明記された地域に関し、前2項に基づいてなされた宣言文書は、事務総長あてに通告により撤回することができる。この撤回は、事務総長がその通告を受理した日の翌月第1日に効力を生ずるものとする。

第6条

締約国間にあっては、本議定書の第1条ないし第5条の規定は、条約の附則とみなされ、かつ、条約のすべての規定はそれに応じて適用されるものとする。

第7条

本議定書は、ヨーロッパ評議会構成国の署名のために開放される。本議定書は、批准または受諾もしくは承認をうけなければならぬ。ヨーロッパ評議会構成国は、同時にまたは事前に条約を批准しないとき、本議定書を批准または受諾もしくは承認することはできない。批准書または受諾書もしくは承認書は、ヨーロッパ評議会事務総長に寄託されるもの

とする。

第8条

- 1 本議定書は、第7条の定めるところにより、ヨーロッパ評議会構成国の5ヶ国がこれに拘束されることに同意を表明した日の翌月の第1日に効力を生ずるものとする。
- 2 本議定書は、締約国がこれに拘束されることに同意を表明したとき、批准書または受諾書もしくは承認書を寄託した日の翌月の第1日に効力を生ずるものとする。

第9条

ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会構成国の、

- (a) 署名
- (b) 批准書または受託書もしくは承認書の寄託
- (c) 第5条ないし第8条により本議定書が効力を生ずる日
- (d) 本議定書に関する他の行為または告示もしくは通告を公表するものとする。

付録 I

市民的および政治的権利に関する国際規約第6条に関する「予備報告書」の関連部分

1. 第6条第1項

すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

1. 人権委員会において、規約は、何人もいかなる状態のもとでも生命を奪われるべきではないと明確に述べるべきであるという一見解があった (Cf.A/2929, chap.VI, paragraph 1)。すべての権利中もっとも基本的な権利である生命に

- 4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって、効力を生じる。
- 5 国際連合事務総長は、本議定書に署名し又は加入したすべての国に、各批准書または加入書の寄託を通知する。

第5条

- 1 本議定書は、10番目の批准書または加入書が国際連合事務総長に寄託された日の3箇月後に効力を生じる。
- 2 本議定書は、10番目の批准書または加入書の寄託後に本議定書を批准しましたはこれに加入する各国については、その国の批准書または加入書が寄託された日の3箇月後に効力を生じる。

第6条

本議定書第3条は、1966年12月19日の選択議定書の締約国、あるいは締約国となる国に対してのみ効力を有するものとする。

第7条

本議定書の諸条項は、いかなる制限または例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用される。

第8条

本議定書第4条第5項によって行われる通知とは別に、国際連合事務総長は、規約第48条1に掲げるすべての国に次の明細を通報するものとする。

- (a) 第4条による署名、批准および加入
- (b) 第9条による本議定書の効力発生の日
- (c) 本議定書第3条によりなされた宣言

第9条

- 1 本議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語によ

るものとひとしく正文とし、国際連合の記録に寄託される。

- 2 国際連合事務総長は、本議定書の認証謄本を規約第48条に掲げるすべての国に送付する。

付属文書 III

死刑廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約（欧洲人権条約）についての第6議定書

1950年11月4日、ローマで署名された人権および基本的自由保護のための条約（以下、条約と呼ぶ）に追加される本議定書署名のヨーロッパ評議会構成国は、ヨーロッパ評議会の若干の構成国で生じた進展が、死刑の廃止に賛成する一般的傾向を現していることを考慮し、次とおり協定した。

第1条

死刑は廃止するものとする。何人もかかる刑罰が宣告され、かかる刑罰が執行することはない。

第2条

締約国は、その国内法において、戦時中あるいはさせまつた戦争の脅威があるときに犯した行為に関し、死刑を定めることができる。かかる刑罰は、法律の定めるところに従い、かつ、その法律の規定に従い適用されなければならない。締約国は、その国内法における関連条文を、ヨーロッパ評議会事務長に通報しなければならない。

第3条

本議定書の規定のいかなる毀損も、条約第15条により認められないものとする。

のとする。

- (a) 本議定書第2条による留保、通報および通告
- (b) 本議定書第4条または第5条による宣言
- (c) 本議定書第7条による署名、批准および加入
- (d) 本議定書第8条による本議定書の効力発生の日

第11条

- 1 本議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語によるものをひとしく正文とし、国際連合に寄託される。
- 2 国際連合事務総長は、本議定書の認証謄本を規約第48条に規定するすべての国に送付する。

付属文書 II

オーストラリア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア、ポルトガルおよびスウェーデン提出の、市民的および政治的権利に関する国際規約の第
2 選択議定書草案 (A/36/441, ANNEX
AND A/C.3/55/L.75)

本議定書の締約国は、

次のとおり協定した。

第1条

- 1 各締約国は、その管轄権内において死刑を廃止するものとし、その管轄権内にある者に対する死刑の適用、死刑の宣告または死刑の

執行はもはや予見できない。

- 2 死刑は、それを廃止した国で復活されることはないものとする。

第2条

- 1 締約国間においては、本議定書第1条は、1966年12月19日の市民的および政治的権利に関する国際規約の附則とみなされる。それゆえに、規約の諸条項が適用されるものとする。
- 2 それにもかかわらず、規約第28条により設置された人権委員会の、規約第41条による宣言に基づく通報を受理し、かつ審議する権限は、当該締約国が本議定書第41条についてかかる権限を認める限り、本議定書に関してはなんらの効力をもたないものとする。

第3条

本議定書は、選択議定書による委員会の権限は、当該締約国が本議定書第1条に関し、その管轄権内にある個人からの通報を受理し、かつ審議する権限を認める宣言を行わない限り、本議定書に関してはなんらの効力も有しないと定めた。1966年12月19日に市民的および政治的権利に関する国際規約の1966年12月19日の選択議定書の附則とされるものである。

第4条

- 1 本議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放される。
- 2 本議定書は、規約を批准しましたは規約に加入了したすべての国による批准を必要とする。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。
- 3 本議定書は、規約を批准または規約に加入了したすべての国による加入に開放される。

なる留保も付することは許されない。

- 2 前項の留保を付そうとする締約国は、批准または加入の際、戦時中に有効であった国内法の関連する規定を国際連合事務総長に通報するものとする。
- 3 1項の留保を付した締約国は、その領域における戦争状態の開始または終了を国際連合事務総長に通告するものとする。

第3条

本選択議定書の締約国は、規約第40条により人権委員会に提出する報告書に本議定書の実施のために講じることとした方策に関する情報を、記入しなければならない。

第4条

規約第41条により宣言を行った締約国に関しては、当該締約国が批准または加入の際に反対の宣言を行わない限り、この規約に基づく義務を他の締約国が履行しないとする訴えについていずれかの締約国からの通報を人権委員会が受理しかつ審議する権限は、本議定書の諸規定に及ぶものとする。

第5条

1966年12月16日に採択された市民的および政治的権利に関する国際規約についての（第1）選択議定書の締約国に関しては、当該締約国が本議定書の批准または加入の際、自国についての否認の宣言を行わない限り、その管轄下にある個人からの通報を人権委員会が受理しかつ検討する権限は、本議定書の規定に及ぶものとする。

第6条

- 1 本議定書の規定は、規約の附則とみなされ、かつ適用されるものとする。

2 本議定書第2条に定める留保権を侵さない限り、本議定書第1条第1項に保障される権利は、規約第4条による例外によって侵されることはないものとする。

第7条

- 1 本議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放される。
- 2 本議定書は、規約を批准したまたは規約に加入了すべての国により批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。
- 3 本議定書は、規約を批准したまたは規約に加入了すべての国に加入のために開放される。
- 4 加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによって有効となる。
- 5 国際連合事務総長は、本議定書に署名したまたは加入したすべての国に対し、批准書または加入書の寄託を通知する。

第8条

- 1 本議定書は、10番目の批准書または加入書が国際連合事務総長に寄託された日の3箇月後に効力を生じる。
- 2 本議定書は、10番目の批准書または加入書の寄託された後に批准したまたは加入する国については、その国の批准書または加入書が寄託された日の3箇月後に効力を生じる。

第9条

本議定書は、いかなる制限または例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第10条

国際連合事務総長は、規約第48条第1項に規定するすべての国に次の事項を通報するも

185. 一定の国が死刑を即時に廃止する可能性の問題と、死刑廃止にむけての第2選択議定書の採択の要望の問題との間には、非常にしばしば混乱がみられるようである。政治のコメントを検討する際、2つの存置国の政府が、他の諸国が第2選択議定書を採択し加盟しようとするとき、なんらそれに異議を唱える理由がないとした(A/36/441, p.20、なおA/C.3/36/SR.36, para.23 and A/C.3/37/SR.67, para.89)のに反し、廃止国(政府)が提案された第2選択議定書の支持に手をかすことができないと思うと述べたことに(A/36/441, 0 p.18・19)、特別報告者は特別な関心をもって注目した。しかし、多くの場合、各国の政府は、第2選択議定書の採択が望ましいとするより、死刑の廃止が望ましいとする見解を示した。にもかかわらず、現在、このように現実参加を認めることができないということと、他国がそのように現実参加することを妨げるということとの間にかなりの相違がみられた。

186. これまで、こうした国際的な企てに加盟することを強制すべきとしたり、あるいは強制されなかつた国家が存在しないことは明らかである。しかし、特別報告者は、その立場にない国家が、国際的な現実の参加を行うとしている国家の決断の邪魔をしようとする理由を正しく理解できない。特別報告者は、人権委員会が死刑廃止のためのあらゆる方策は、すべての人権でもっとも基本的なもの、すなわち、生命に対する権利の享受を前進させることを留意し、この検討が、危機に瀕している問題を明確にし、この付属文書に掲げられた第2選択議定書策案の提案を不当な権限が

与えられた国連の組織が決定することを促進することに寄与するよう希望する。

付属文書 I

特別報告者提出の死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約第2選択議定書草案

本議定書の締約国は、

死刑の廃止が人間の尊厳の高揚と人権のさらなる発展に寄与すると堅く信じ、

1948年12月10日に採択された世界人権宣言第3条、および1966年12月16日に採択された市民的および政治的権利に関する国際規約第1条を想起し、

市民的および政治的権利に関する国際規約第6条が、死刑廃止が望ましいとする示唆に富む表現をもって死刑廃止に言及していることに留意し、

死刑廃止のためあらゆる方策は、生命に対する権利の享受の進展であると確信しつつ、

ここに死刑廃止にむけての国際的な誓約を行うことを求め、次のとおり協定した。

第1条

- 1 本選択議定書の締約国の管轄権内にある者は、何人も処刑されない。
- 2 いずれの締約国は、その管轄権内において死刑廃止のため必要とするあらゆる方策を講じなければならない。

第2条

- 1 批准または加入の際になされた、戦時中に犯された重大な軍事的犯罪に対する有罪判決にしたがい、戦時の死刑を適用する規定に関する留保を除き、本選択議定書に対するいか

177. その他あらゆる目的のため、第2選択議定書の諸条項は規約に追加するものとして適用されることを明確な言葉で述べることが必要と思われる。このような条項は、規約の関連条項、とくに、公正な裁判の要請に関する第14条と、個人にもっとも好ましい条項である第5条第2項が、第2選択議定書にも適用されることを強調するために有効である。規約第5条第2項と、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約第3条、第100条および101条がとくに関連する。

178. 特別報告者は、(新) 第2条は、本条にしたがって留保がなされた場合のみ「明らかに国家の命運が危機にさらされているという緊急時に」適用の制約を認めることができると考える。しかし、第2選択議定書第6条第1項の規定にもかかわらず、規約第4条を第2選択議定書に適用できないということに関する誤解を避けるために、第2選択議定書第6条にさらに第2項を追加して、規約第4条が第2選択議定書の条項に適用されないことを明確にする。第2選択議定書第2条による留保の可能性に関して「・・・の権利を侵害しない限り」の形式でその項を書き始めるのが適当と思われる。

179. 第6条は、以下のとおりである。

第6条

1. 本議定書の規定は、規約の附則とみなされ、かつ適用されるものとする。
2. 本議定書第2条に定める留保権を侵害しない限り、本議定書第1条第1項に保障される権利は、規約第4条による例外によつて侵されることはないものとする。

180. あらたに各案に番号を付すことと、新

しい第2条、第4条および第5条につき第10条で明らかに言及することを除き、特別報告者は7ヶ国が提案した草案の他の条項につきなんら手を加える意向はない。

181. 特別報告者が準備した死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書の草案は、付属文書Iに掲載されている。

III. 結論

182. この検討の目的は、各国の死刑廃止や、第2選択議定書の締約国になるよう強制することではない。特別報告者は、この検討の枠内で死刑廃止にむけての今日の世界の発展的な傾向に注目するにとどめる。

183. たしかに、多くの国が、最近、その国内法で死刑を廃止する決定を行ってきた。地域的な枠内で、死刑廃止に関する国際的な義務をすでに受け入れている国もいくつかある。さらに、数ヶ国は、市民的および政治的権利に関する国際規約の枠内で国際的な義務の対象となっている死刑の廃止に現実に参加しようとする意向を表明している。

184. 規約の起草のときに、その第6条の「準備報告書」の研究すでに展開されたように、死刑の廃止を支持する強力な根拠がある。規約によって設置された人権委員会は、そのメンバーによる、あるいは投票なしで採択された「全体的なコメント」の中の提案によって「死刑廃止のためのあらゆる方策は、生命に対する権利の享受の進展であると考えられるべきである」ことを明確にした。

の領域における戦時状態の開始または終了を国際連合事務総長に通告するものとする。

170. 第2選択議定書に定められた義務の監視に関しては、その締約国の法的地位は規約および第1選択議定書に関するものと同じであることが望ましい。報告義務と人権委員会に対する国家間通報および／または個人申立の審議の両者が考えられる。

171. 規約に定める報告義務と別個に報告義務を定めることは必要でないが、そうはいっても、この義務は第2選択議定書にまで拡大されなければならない。別個に報告をするということが必要でないことは確かであるので、関連する情報を規約により人権委員会に提出する報告書に含めることにした。特別報告者は、それを効果的なものにするために明確な規定が必要であると考え、あらたに第3条を提案した。

172. 第3条は、以下のとおりである。

第3条

本選択議定書の締約国は、規約第40条により人権委員会に提出する報告書に本議定書の実施のために講じることとした方策に関する情報を、記入しなければならない。

173. とくに国家間の通報および個人申立の審議についての選択的手段に関しては、第2選択議定書に対する締約国の法的立場をできる限り規約および（第1）選択議定書に関するものと同様のものとすべきである。しかし、締約国がもし希望するならば、異なった立場をともとができるようにしておくべきである。このような理由から、またその効力についてのオランダ政府のコメントに注目して、特別報告者は、規約第41条および（第1）選択議定書と同様の

法的な立場を定め、「当該締約国が、本議定書を批准または加入した際に反対の宣言を行わない限り」とした第4条と第5条を新しく起草した。

174. 第4条、第5条は以下のとおりである。

第4条

規約第41条により宣言を行った締約国に関しては、当該締約国が批准または加入の際に反対の宣言を行わない限り、この規約に基づく義務を他の締約国が履行しないとする訴えについていずれかの締約国からの通報を人権委員会が受理しつつ審議する権限は、本議定書の諸規定に及ぶものとする。

第5条

1966年12月16日に採択された市民的および政治的権利に関する国際規約についての（第1）選択議定書の締約国に関しては、当該加盟国が本議定書の批准または加入の際、自国についての否認の宣言を行わない限り、その管轄下にある個人からの通報を人権委員会が受理かつ検討する権限は、本議定書の規定に及ぶものとする。

175. 死刑のいかなる執行も、必然的に本議定書の侵害を訴えることを不可能にするので、人権委員会への申立は、人の処刑がさせまった危険にさらされたときはできる限り速やかに採用されなければならない。人が処刑の危機にさらされて生きているという事実は、それ自体、締結国が第2選択議定書の死刑を廃止するためあらゆる必要な措置をとることを求めた第1条第2項に対する義務を侵すことになる。

176. あらたな第5条の文言によって、7ヶ国が提案した草案の第6条は廃止された。

「締約国は、その国内法において、戦時もしくは差しきせまった戦争の脅威があるときに侵した行為について、死刑を定めることができる。かかる刑罰は、法の定めに従い、かつ、その法律の規定に従って適用されなければならない。締約国は、その国内法における関連条文を、ヨーロッパ評議会事務総長に通報しなければならない。」

165. 同様の規定を定めるにおいて、特別報告者は、多くの国が第2選択議定書の締約国になる可能性に期待した。いずれにしても、地域的な枠内で受容しようとする人権擁護のための義務よりも実質的により広範囲におよぶ義務を、国連の枠内で各国がすすんで受容け入れるであろうと考えるのは現実的でないと考えたのである。

166. このような規定は、第2選択議定書が定める死刑廃止の原則に例外をつくるものであることを明らかにすべきである。ともかく、この規定は限定された文言で表現されなくてはならない。このような例外を定める最善の法技術は、そうした効力に対し留保の可能性を規定することだと思われる。これは、議定書の締約国となった国が、批准あるいは加盟の際にその効力に対し宣言をするときに限って適用される。他の留保は、第2選択議定書の目的および趣旨に合致しないので、この留保だけが認められるのであると述べるのが望ましいとおもわれる。

167. 戦時の際、普通犯罪に対し死刑を科さなければならぬということについての確実な理由はないように思われる。このため、特別報告者は、例外は戦時に犯された軍事的性格を有

するもっとも重大な犯罪に限られるべきであるとする意見を示した。したがって、予想される犯罪は軍事法に定められた犯罪である。しかし、刑法典と別個に軍事法をもったない国もあるので、「軍事的性格の犯罪」の定義に関しまさな意見が出されるであろう。留保の範囲は、必然的に国際人道法に含まれる国家の義務、とくに1949年のジュネーブ条約、およびその適用があるときは1977年の第1および第2追加議定書に定める国家の義務に限定されることは明らかである。

168. この例外につき、(a)留保をする際戦時に適用される法律の関連規定につき通報すること、(b)戦争状態の開始または終了を通告することなどが要求される。「戦争状態」の概念は、「戦時」と「さしきせまったく戦争の脅威」を含むとされる。とくに「さしきせまったく戦争の脅威」の場合、現実に生じた状況ではなく、該当する法律に關し個人に必要な法的保護を与えることを法的に宣言した状況である。

169. 第2条は、以下のとおりである。

第2条

1. 批准または加入の際になされた、戦中に犯された重大な軍事的犯罪に対する有罪判決にしたがって、戦時の死刑を適用する規定に関する留保を除き、本選択議定書に対するいかなる留保も付することは許されない。

2. 前項の留保を付そうとする締約国は、批准または加入の際、戦時中に有効であった国内法の関連する規定を国際連合事務総長に通報するものとする。

3. 1項の留保を付そうとする締約国は、そ

条、および1966年12月16日に採択された市民的および政治的権利に関する国際規約第6条を想起し、

市民的および政治的権利に関する国際規約第6条が、死刑の廃止が望ましいとする示唆に富む表現をもって死刑廃止に言及していることに留意し、

死刑廃止のためのあらゆる方策は、生命に対する権利の享受を進展させるものであると確信し、

ここに、死刑廃止にむけての国際的な公約を行うことを求め、次のとおりに協定する。」

158. 第1条に関しては、特別報告者はオランダの以下のコメント（A/36/441, p.12）を十分に考慮した。

「いくつかの規定は、憲法が『自動発効』を認めている国では、その『自動発効』を考慮にいれ、批准の時から効力を有することができるよう表現してはどうか。」

159. たしかに、「何人も処刑されない」ことが第1条第1項で明確にされなければならない。国内法で具体化される条約が直接に自動的に適用されることを憲法が認める締約国においては、第2選択議定書それ自体に基づいて個々の権利を与えるために、この項の草案を、じゅうぶん明確、かつ完全に構成しなければならない。

160. オランダの提案に相違して、特別報告者は、第1項で処刑されないという個人の権利に言及したものを探用した。そしてすぐ、同条で国家の死刑廃止の義務を規定した。人権に関する協定では、個人の権利はもっとも重要な関

心事である。第1項は、第2選択議定書において欠くことができない目的に限った。

161. 本条は、以下のとおりである。

第1条

1. この選択議定書の締約国の管轄権内においては、何人も処刑されることはない。
2. いずれの締約国も、その管轄権内において死刑廃止のため必要とするあらゆる方策を講じなければならない。

162. 特別報告者は、第2選択議定書の7国草案第2条第2項の「死刑は、それを廃止した国で復活させてはならない」という規定は必要ないと考えた。こうした規定は、死刑廃止の義務を規定していない米州人権条約のような協定では有効であるが、すべての締約国で死刑を明白に廃止するとする選択議定書では、そのような規定は不要である。第2選択議定書の締約国は、議定書に反対することを明言しないかぎり死刑を復活させることができないことは明らかである。実際、死刑の復活は、第2選択議定書の目的および趣旨そのものに反することになる。

163. また、特別報告者は、7国草案に相違して、戦時の軍事的性格をおびた犯罪に対する処刑の可能性を定める必要があると考えた。特別報告者は、約12ヶ国が普通犯罪に対して死刑を廃止しているが、軍事犯罪あるいは戦時中の例外的な状況の下で犯された犯罪に対しては死刑を存置していることに注目した。

164. さらに、特別報告者は、1980年11月の国連総会第3委員会に7国草案が提出されたのち、1982年12月に欧州評議会機構の5ヶ国の提案が、以下のような第2条を含む第6追加議定書で採択されたことに注目した。

ゴラ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ベニン、ブータン、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア、ブルキナファソ、ビルマ、白ロシア・ソビエト社会主義共和国、カメルーン、中国、コンゴ、キューバ、チェコスロバキア、民主カンボジア、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ドイツ民主共和国、ハンガリー、インド、ラオス人民民主共和国、レバノン、レソト、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モーリシアス、モンゴル、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パラグアイ、ポーランド、セントビンセント、スリランカ、スイス、タイ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国、ソ連、タンザニア連合共和国、ベトナム、ユーゴスラビア、ザイール、ザンビア、ジンバブエ。

153. 投票なしで採択された1985年3月14日の決議1985/46において、人権委員会は、上述の検討の用意を特別報告者に委託する権限を小委員会に与えるよう経済社会理事会に勧告した。この勧告は、経済社会理事会で投票なしで選択された1985年5月30日の決議1985/41により成立した。

C. 特別報告書が作成した第2選択議定書の草案

154. 特別報告者は、オーストリア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア、ポルトガルおよびスウェーデンの提出した市民的および政治的権利に関する国際規約

の第2選択議定書草案(A/C.3/35/L.75, annex.付属文書Ⅱ参照)と、この草案に関する各国政府のコメント(A/36/441 and Add.1 and A/37/407 and Add.1)を慎重に検討した。大部分のコメントは、望ましいもので、死刑の廃止を否定するものはなかったということに注目すべきである。第2選択議定書の起草そのものについてのコメントが、ごくわずかであるがあった。この草案の調査、それに関するコメントおよび現在行われている検討に基づいて、特別報告者は、第2選択議定書に対し多くの修正を提案した。

155. 7国草案では、前文の箇所を空白にしていた。第2選択議定書の起草を完全なものにするために、特別報告者は第2選択議定書の構成を整え、今後、諸国によるこの議定書の締約の促進を配慮した内容の前文を提案した。

156. 前文の第1段は、概括的に、死刑の廃止は人間の尊厳を高め、人権のさらなる発展に寄与するとした。第2段は、生命に対する権利に関する基本的な国際規定、すなわち、世界人権宣言第3条および市民的および政治的権利に関する国際規約第3条に簡単に触れた。第3および4段は、1982年に人権委員会で投票なしで採択された死刑廃止にもっとも関連する一般的なコメントを想起させた。第5および最後の段で、死刑廃止にむけての国際的な義務を誓約して第2選択議定書の決意を示した。

157. 前文は、以下の通りである。

「この議定書の締約国は、
死刑の廃止が人間の尊厳の高揚と人権の
さらなる発展に寄与すると堅く信じ、1948
年12月10日に採択された世界人権宣言第3

あるとおもわれる(Al, Kwasawneh)。

150. 多くの発言者は、死刑廃止を支持して以下の論議を行った。

この問題に関する司法上の過誤は、避けきることのできない(Chowdhury, Bhandare, Whitaker, アムネスティ・インターナショナル、パークス・ロマーナ、Friends World Committee for Consultation)。

死刑は、社会復帰と両立しない(Bhandare, Mazilu, アムネスティ・インターナショナル)。

死刑廃止は、その濫用の可能性をなくする最善の措置である(Chowdhury, ドイツ連邦共和国、アムネスティ・インターナショナル)。

社会の集団は、死刑を不要なものとするほど強力である(ドイツ連邦共和国)。

死刑は、生命の尊厳を考えると相いれないものである(パークス・ロマーナ、Friends World Committee for Consultation)。

151. 投票なしで採択された1984年8月28日の決議1984/7において、小委員会は、総会、委員会および小委員会でかかる議定書の推敲の発議の賛否につき、考察された記録と表明された見解を考慮にいれて、第2選択議定書の推敲に関する提案の検討の準備を特別報者に委託することを提案した。

152. 1984年12月14日、総会は39/137において、委員会と小委員会に第2選択議定書の草案の推敲の発議をなお一層考慮するよう要請した。この決議は、64対19、棄権55で採択された。

投票の記録は、以下の通りである。

賛成：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルンジ、カナダ、カポベルデ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、エクワドル、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ連邦共和国、ガーナ、ギリシア、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、コートジボアール、ジャマイカ、日本、ケニア、リベリア、ルクセンブルク、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、ポルトガル、ルワンダ、サモア、サントーメ・プリンシペ、セーシェル、スペイン、スウェーデン、トーゴ、トリニダードトバゴ、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ。

反対：バーレーン、バングラデシュ、イラン・イスラム共和国、イラク、ヨルダン、クエート、リビア、モルジブ、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、シリア、アラブ長国連合、イエメン。

棄権：アフガニスタン、アルジェリア、アン

た。

145. 討議に参加した小委員会のメンバーは、以下のとおりである。

Marc BOSSYT 氏（ベルギー）（E/CN.4 / Sub.2/1984/ SR.14, paras.29–30）、Louis JOINET 氏（フランス）（*Ebid.*, para.3）、Abu sayeed CHOWPHURY 判事（バングラデシュ）（*Ibid.*, para. 39）、Jules DESCENES 氏（カナダ）（*Ibed.*, para.42）、Awn Shawkat Al KWASAWNEH 氏（ヨルダン）（E/CN.4 / Sub.2/19 .84/ SR.15, paras.10–15）、Viktor M.TCHIKVADZE 氏（ソ連）（*Ibid.*, paras. 18–19）、Murlidhar Chandrakant BHANDARE 氏（インド）（*Ibid.*, paras. 25–27）、John P.ROCHE 氏（アメリカ合衆国）（*Ibid.*, para.35）、Benjamin C.G.WHITAKER 氏（連合王国）（*Ibid.*, para.41）、Erica—Irene A.DAES 夫人（ギリシア）（E/CN.4 / Sub.2 /1984/ SR.16, para.7）、Miquel ALFONSO MARTINES 氏（キューバ）（*Ibid.*, para.11）、Dumitru MAZILU 氏（ルーマニア）（*Ibid.*, para.15）、Ahmed M.KHALIFA 氏（エジプト）（*Ibid.*, para.19）。

146. オブザーバーや非政府組織の代表で、第2選択議定書の問題について意見を表明したものが幾人かいる。ドイツ連邦共和国（E/CN.4 / Sub.2/1984/ SR.15, paras.42–45）およびアルゼンチン（*Ibid.*, para.46）のオブザーバーと、アムネスティ・インターナショナル（E/CN.4 / Sub.2/1984/ SR.15, paras.37–42）、パークス・ロマーナ（*Ibid.*, paras.55–57）の代表である。編集上の都合により、関連する部

分を要約した記録を再録できないので、小委員会での見解を以下に簡単に要約する。

147. 幾人かの発言者は、死刑廃止は複雑かつ論議が多い問題であり、また、異なった法的伝統、多岐にわたった哲学的、宗教的および社会的な背景により、死刑問題に関してさまざまな立場があることを認めた（Al, Kwasawneh, Tchikvadze, Roche, Alfonso, Martinez, Mazilu, ドイツ連邦共和国）。死刑廃止を支持すると漠然と表明した発言者が幾人かいた（Joinet, Deschenes, Khalifa, Daes, アルゼンチン）。

148. 小委員会は、死刑そのものの賛否ではなく、第2選択議定書の作成の可能性を考慮することが求められていると、1人の発言者が指摘した（Khalifa）。第2選択議定書は、死刑の廃止を検討している国にとっても関心の的になっていると述べた発言者もいた（Bossuyt）。あるオブザーバーは、死刑に関する適用の制約を、社会の有事の際に容認すべきではないということを強調した（Friends World Committee for Consultation）。

149. 幾人かの発言者は、死刑の廃止に反対し以下の論議を行った。

死刑は、組織犯罪およびテロリズムに対して抑止の作用する（Tcikvadze, Mazilu）。

国際社会の大部分が選択議定書を採択する用意がなければ、また加盟国が近い将来にそうするよう説得されなければ、「選択」議定書の推敲は無意味である（Al, Kwasawneh）。

死刑の濫用の可能性の阻止、あるいは減少に関する議定書のほうが、より見込みが

会に異議を唱えない。しかし、適当な時期に、加盟国の代表からなるワーキング・グループを設置するべきであるとする（E/CN.4/1984 / SR.18, para.74）。

139. ドイツ民主共和国は、この草案は非常に多くの問題をひき起こすであろうとの見解を再度述べた。規約第6条は、すべての締約国が実行できるよう均衡的に、かつ柔軟に、死刑の廃止または存置の問題を規定しているとする（E/CN.4/1984 / SR.17, para.7）。

140. ドイツ連邦共和国は、死刑廃止は生命に対する権利の基本的、また無条件な尊重を表明する重要な方法であるという信念に基づいて、それを主唱した背景を概説した。漸次多くに国に認容されるにいたったこの確信には、二つの基本的な理由がある。一つは、社会の力、とくに社会の教育、刑罰および、矯正制度は非常に強力なので、国家はその憲法および法制度を維持するために人の生命の剥奪を必要とせず、死刑が必要とされていないという事実である。二つは、誤判および死刑の濫用は、不幸にも決して知らされることがないという事実である。民主共和国は、各国の歴史的影響、法的な伝統および宗教的信仰に基づくその独自の決定を尊重する。したがって、民主共和国の主張はそれら諸国を侵害しようとするものではなく、その法制度に関する判断を公にするものでもないことを慎重に確認する。提案された議定書が選択的であるこということがその理由である。この議定書は、国家の手で死刑を廃止したりあるいは復活しないことを約束する国家が、国際的に制約される規約にそって決定を実行することができるようにつくられているのである

(E/CN.4/1984 / SR.15, paras.54-55)。

141. オランダは、死刑が適用される犯罪数が漸次制限される傾向にあることを強調した。委員会および小委員会で提案が考慮される間、死刑を存置しているすべての国は、規約第6条で明示された手続的保障に関して人権委員会が行った一般的なコメントに注目すべきである。委員会は正しくも、生命に対する権利は狭く解釈されなければならない権利であると力説した（E/CN.4/1984 / SR.17, paras.51）。

142. スペインは、世界人権宣言に述べられた諸権利を実施するための技術的および法的機構の設立が、死刑の廃止にむけての第2選択議定書草案に引き継がれていると述べた（E/CN.4/1984 / SR.15, paras.46）。

143. スウェーデンは、死刑の漸次的な廃止を進めるために国連の内で利用できるすべての措置を調査するべきであり、これに関連するものとして、ドイツ連邦共和国の主唱を支持する。総会と経済社会理事会は、死刑を漸次的に廃止するためにすでに多くの決議を採択してきたが、不幸にも、死刑はいまなお多くの国で広範に適用され、国によってはより頻度が高くなっているとした（E/CN.4/1984 / SR.17, paras.23）。

B. 差別防止・少数者保護小委員会で表明された見解

144. 1984年8月15および16日の差別防止・少数者保護小委員会第37会期の14回、15回、16回の会合で、メンバー、オブザーバー、非政府組織の代表の幾人かが、死刑にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書を推敲する発議について、見解を表明し

は、この発議はすでに予想されたようにかなりの意見の不一致を招いたと述べた。このような議定書は、いかに犯罪にたち向かうかを決める独立した国家の特権を侵害することになる(A/C.3/36/ SR.34, para.28)。他の方法で幾百万の生命を破壊するならば、その国の市民に言い渡された死刑がこの数年間執行されたことがないからといって、かならずしもその国の道徳が偉大であるとはいえない(A/C.3/37/ SR.52, para.18)。

132. ザイールは、世界に統一的に適用されない死刑問題に関する規約を導入しようとすることは、明らかに不当であるとする。多くの国が死刑を廃止していないときには、なおさらである。この問題は、自治の原則と人民の文化の独自性に異議を申したてないで、特別に処理することはできない哲学的、文化的、歴史的、宗教的および法律的な意味を持っている(A/C.3/36/ SR.35, para.69)

133. さらに、以下の政府も草案決議 A/C.3/37/ L.60/ Rev.1に棄権した。

アルジェリア、アンゴラ、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベニン、ブータン、ホツワナ、ブルガリア、白ロシア・ソビエト社会主義共和国、チャド、コンゴ、キューバ、チェコスロバキア、エジプト、エルサルバドル、ギアナビサウ、ガイアナ、ギャマイカ、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モンゴル、ネパール、ピラグアイ、ポーランド、ルワンダ、スリランカ、タイ、トリニダードトバゴ、ソ連、カメルーン連合共和国、タンザニア連合共和国、オートボルタ、ベトナム、ユーゴスラビア、ザンビア。

3. 人権委員会で表明された見解

134. 投票なしで採択された1984年3月6日の決議1984/19で、人権委員会は差別防止・少数者保護小委員会に第2選択議定書の草案を推敲する発議を考慮するよう要請した。1984年2月16~17日に開催された人権委員会の第40会期の第15回、第17回、第18回会合で、この決議に先だって行われた討議の際、メンバーは死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書を推敲する発議についての見解を表明した。以下に、国別にアルファベット順で再録した。

135. アルゼンチンは、ドイツ連邦共和国などの代表団の提案を支持する(E/CN.4/1984/SR.18, para.79)。

136. バングラデシュは、生命に対する権利の尊重の観点から死刑の廃止を支持する。他人の安全を保障するためになんらかの抑止を規定することは必要であるが、誤判が起こらないという絶対的な確実性もない。いずれにしても、個人が公正な審判を受けることが保障されるよう、市民的および政治的権利に関する国際規約第6条は厳格に遵守されるべきである(E/CN.4/1984/SR.18, para.49)。

137. 1976年に刑法犯に対する死刑を廃止したカナダは、原則として、このような選択議定書を起草する発議を支持した。当該の議定書は選択的であるので、締約するかどうかの決定はいうまでもなく各国の裁量に委ねられている(E/CN.4/1984/SR.17, para.58)。

138. 1981年10月9日、死刑を廃止したフランスは、ドイツ連邦共和国の提案を歓迎し、議定書草案の形式について意見を表明した小委員

ベルで増殖している非人道的な犯罪、生命に対する重大な犯罪およびテロリズム行為に対し、社会を防衛するために死刑の存置が求められる(A/C.3/36/ SR.34, para.39)。

123. インドは、現段階で実質的な決定を行うには時期早尚である(A/C.3/36/ SR.32, para.54)。

124. モロッコは、いま行うことができる唯一の適切な行動は、死刑廃止に関する国際的な姿勢の適否に関する諸国の見解をすべての加盟国に知らせることができるように、死刑問題について議論をすることであると考える(A/C.3/36/ SR.31, para.14)。死刑がいまなお多くの国で存置されているならば、それは市民を防衛する予防策と考えられているからであろう。モロッコはこの問題につきとても明確な立場をとっているのだが、固有の主権をもち、その行動とその正義を判断する国家をいかなる方法においても侵害しない対話であるならば、関係諸との対話を継続する準備がある(A/C.3/37 / SR.52, paras.13-14)。

125. ニジェールは、草案決議は本来まったく手続的なものであると考える(A/C.3/37 / SR.67, para.60)。

126. パキスタンは、イスラム国家として、その領域内にイスラムの政治制度および法制度を適用する神聖な権利を有す。ムスリム法は、一定の凶悪な犯罪に対し死刑を定めている。草案決議は、純粹に手続的なものであるから、そのテキストに関する票決には棄権した(A/C.3/37/ SR.67, para.60)。

127. ルーマニアは、議定書はさまざまな政治的および法的な難題をひき起こすと思う。こ

の問題は、まず、人権委員会あるいは犯罪防止および統制委員会のような特別な組織で検討されなければならない(A/C.3/36/ SR.35, para.67)

128. セネガルは、哲学的および人道的動機は賞賛に値するとおもうが、それに同調することはできない。それぞれの国家の社会的および政治的状況の中で、この問題を考えることが必要である(A/C.3/37/ SR.50, para.21)。

129. チュニジアは、核軍縮の達成および死刑の厳格な制限により、生命に対する権利を保障するためになされた一般的努力を、関心をもって見守っている(A/C.3/37/ SR.56, para.8)。チュニジアは、人権の享受で生命に対する権利の保障のために国連でなされた努力を支持する。しかしながら、このことは、イスラム法に基づいた法をもつチュニジアが、第2選択議定書に賛成することを意味するのではない。人権を保障する努力の一つの方法に、参加しようとはおもわないということである(A/C.3/37 / SR.67, para.67)。

130. ウガンダは、諸国の社会状況を考慮すると、いまなお死刑に効果的な犯罪抑止力があると考えている。ウガンダは死刑の廃止には反対するが、当該の議定書の採択に反対しているのではなく、第2決定書を完全に支持し、死刑を廃止しようとしているすべての他の諸国に死刑の廃止を奨励する(A/C.3/36/ SR.36, para.23)。ウガンダは、この問題はそれぞれの国家の国内法で処理する問題であると考える。しかし、死刑を廃止しようとする国があれば、それを阻害すべきではない(A/C.3/37/ SR.67, para.89)。

131. ウクライナ・ソビエト社会主义共和国

ある (A/C.3/37/ SR.67, para.48)。

110. クエートは、死刑の廃止はクエートの宗教と国内法の根本的な変革をもたらすので、死刑廃止の発議を容認する考えはない (A/C.3/37/ SR.67, para.47)。

111. リビアは、草案決議はイスラムの要求と根本的にあいいれないものであるとした (A/C.3/37/ SR.67, para.52)。

112. オマーンは、死刑廃止は、死刑を基本的には重要なものとするイスラム国家の法制度にあい反する実質的かつ議論の多い問題であると固く信じている。イスラムにとって、人間は全能の神が作ったものであり、それゆえに生命に対する権利は保護されなければならない神聖な権利である。しかし、人が故意に他人の生命を奪ったとき、国家はその者の有罪が裁判所で確定したとき、その犯罪者の生命を奪わなければないとイスラム法は定める。死刑は、イスラム法の不可決の部分である範囲であり、いかなる犠牲を払っても維持しなければならない (A/C.3/37/ SR.67, para.45)。

113. ナイジェリアは、人が殺人で有罪となれば、それ故、罰せられなければならないのであるとする (A/C.3/37/ SR.67, para.52)。

114. フィリピンは、規約の批准を考慮しているところなので、選択議定書草案の締約国となることができない。死刑廃止法案が国家に提案されている (A/C.3/36/ SR.33, para.72 ; なお A/C.3/37/ SR.56, para.24)。

115. シェラレオネは、事務総長の報告書を注意深く検討し、のちにその見解を明らかにする (A/C.3/36/ SR.32, para.16)。

116. ソマリアは、ムスリム国家として、死

刑は計画殺人のような一定の凶悪な犯罪に科せられなければならないと定めるシヤリアに導かれている (A/C.3/37/ SR.67, para.50)。

117. スーダンは、決議は、不变の神聖なイスラム法に基づくスーダンの刑罰法令に反するとした (A/C.3/37/ SR.67, para.46)。

118. さらに、以下の国家が草案決議 A/C.3/37/ L.60/ Rev.1. に反対の票を投じた。

バーレーン、ブルンジ、ギニア、レバノン、マレーシア、カタール、サウジアラビア、シンガポール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン。

c) 総会決議 (A/C.3/37/ L.60/ Rev.1) に棄権した政府見解

119. 中央アフリカは、この問題は非常に複雑で、意見が大きく分かれているので棄権したと述べた (A/C.3/37/ SR.67, para.68)。

120. エチオピアは、その精神がエチオピア法に反するので棄権したと述べた (A/C.3/37/ SR.67, para.88)

121. ドイツ民主共和国は、第 2 選択議定書の準備にはおそらくたいへんに大きな問題を引き起こすと思う。市民的および政治的権利に関する国際規約第 6 条は、均衡かつ柔軟な方法で死刑の廃止あるいは存置の問題を定めている。新しい国際規約は絶対必要でない (A/C.3/36/ SR.30, para.5)。恣意性、侵略戦争で幾百万の者が死刑を宣告される大量死刑、大量殺害、あるいは貧困を救済しない国家に言及せず、死刑の廃止あるいはその適用の制限を語ることは不徹底である (A/C.3/37/ SR.52, para.5)。

122. ハンガリーは、社会主義刑法は死刑の究極的な廃止を支持するが、今日、国際的なレ

い政府は、それを締約しなければならないことはない。民主主義にあっては、人道主義的および進歩的な理想は、つねに一般大衆の支持を得なければならない。時間を要すだろうが、長い目で見れば、世論は、奴隸制の廃止を支持し、人種差別を非難するように死刑廃止を支持するであろう (A/C.3/37/ SR.56, para.6)。

101. イギリスでは、普通犯罪に対する死刑は廃止されているが、それは国会議員が良心に基づいてその問題にあたったことによって実現した。以来、死刑の問題はイギリスでは政策の問題とならないので、死刑を廃止あるいは停止することを計画する国際的な手段を支持する立場はない。しかし、この問題がなぜより一層議論され、あるいは検証されないかがわからない。それ故にイギリスは、根本的には手続的な条文である草案の決議に賛成の票を投じた (A/C.3/37/ SR.67, para.81)。

103. ウルグアイは、死刑を完全に支持する発議を歓迎し、それをまだ廃止していない国に対し、死刑を廃止するように求める。 (A/C.3/36/ SR.36, para.48)。ウルグアイは、この発議を断固として支持する。新しい草案は、手続的な性格をもっており、死刑の廃止、あるいは死刑の復活の廃止に関与しようとしている国家に開放されている。そのような措置をまだとっていない国家は、そのようにする義務があるであろう (A/C.3/37/ SR.56, paras.56–59)。

104. ベネズエラは、第2選択議定書の作成にとくに満足している。その理由としては、人権の擁護、とりわけ生命に対する権利の擁護のためのものとして知られているからであり、生命に対する権利は死刑に反対するものであるか

らである (A/C.3/37/ SR.53, para.11)。

105. さらに、以下の政府が草案決議 A/C.3/37/ L.60/ Rev.1に賛成の票を投じた。

アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ビルマ、カペベルデ、コロンビア、キプロス、ドミニカ共和国、エクアドル、フィジー、ガボン、ギリシア、グレナダ、ゲアデマラ、ホンジュラス、アイルランド、イスラエル、アイボリ・コースト、ケニア、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、スペイン、スリランカ、トーゴ、トルコ。

b) 総会決議 (A/C.3/37/ L.60/ Rev.1) に反対した政府見解

106. アフガニスタンはイスラム国家であり、死刑の廃止は非常に議論のある問題であるから、草案決議に反対の票を投じる (A/C.3/37/ SR.37, para.59)。

107. イランは、イスラム法が一定の事件に死刑を規定しており、イスラムの戒律を適用しなければならない。草案は、宗教的信念を遵守する国家の基本的かつ固有の権利を侵害するものである (A/C.3/37/ SR.67, para.49)。

108. イラクは、草案決議はその国の宗教、歴史的遺産および文化価値と抵触するものであるとする (A/C.3/37/ SR.67, para.53)。

109. ヨルダンは、イスラム教により規定された行為規範に基づいて、ヨルダンの社会・文化的伝統を基礎とした市民法を排除していないとした。過去10年間に2件の死刑判決が言い渡されたのみであり、それはともに非常に凶悪な犯罪であった。死刑は稀にしか適用されない。ヨルダンは抑止としての死刑の存置を望むので

状において大きな価値をもつであろうと述べた(A/C.3/37/ SR.51, para.33)。

95. 日本は、死刑は恣意的処刑につながり、基本的人権の侵害となることをおそれる代表団の関心をよく理解した。しかし、日本政府は、世界で統一的に適用されることのない国際的規約の作成は適切でなく、各国の多数の世論を考慮にいれるべきであると考える(A/C.3/36 / SR.32, para.44)。日本は、この問題に関し国際的規約を作成するとは適切でないと考える。その理由としては、B規約第6条がすでにこの問題を扱っているからである。死刑は、日本ではとくに凶悪な犯罪に対して効果的な抑止力があると考えられているので、日本は現状で死刑を廃止することは望ましいとは考えない(A/C.3/37/ SR.53, para.4)。日本は決議に賛成の票を投じたが、全世界に適用させようする、死刑廃止をめざし国際的規約の草案の作成は適切でないと考える。日本は、この問題は各国政府がこれを別個に決定するべきであると考える(A/C.3/37/ SR.67, para.84)。

96. モーリタニアは、あやまって草案決議に賛成した。モーリタニア・イスラム共和国は死刑に賛成であり、それ故に草案決議に反対するものである(A/C.3/37/ SR.67, para.84)。

97. オランダは、加盟国がB規約第6条の内容を漸次一層充実したものにするに賛成する。死刑はとりかえしのつかないものであり、誤判は起こりうるものであるから、裁判制度で用いられてはならないものである。さらに、犯罪抑止の手段としては疑わしい価値しかない。死刑は残虐、非人道的かつ屈辱的な処遇の要素を含んでいるので、規約第7条を侵害するおそ

れもある。オランダ政府は、死刑廃止に反対する国家に、死刑廃止の方向へ進もうとする他國家を容認するよう要請する(A/C.3/36/ SR.27, paras.26-31)。オランダ議会は、1982年5月11日、すべての犯罪に対し、例外なく死刑を廃止とした改正を可決した。死刑問題は、たいへん論議の多いところである。オランダはB規約第6条をさらに一步をすすめた提案を支持する。付加議定書の推敲を行うにもっとも適切な機関は人権委員会である(A/C.3/37/ SR.50, paras.32-33)。

98. ニカラグアは、提案を支持した。1979年のサンディニスト革命の勝利後に発布されたニカラグア人の権利および保障法は、生存権は不可侵で天賦の権利であるから、ニカラグアにおいて死刑は存在しないと規定している(A/C.3/36/ SR.55, para.69)。

99. ノルウェーは、第2選択議定書の推敲に積極的な態度をとった。しかし、こうした議定書の作成に反対の議論があることも知っていて、その考えをなお一層研究することが必要であるという見解に同意する(A/C.3/36/ SR.35, para.55)。

100. ポルトガルは、異なった歴史的経験と同様、異なった文化的、宗教的、社会的そして政治的条件は、国によっては死刑を廃止することを困難にするであろうと考える。しかし、生命に対する権利はその他すべての権利の根本をなすものであり、生命に対する権利尊重の保障を最優先にするべきである(A/C.3/36/ SR.35, paras.36-37)。第2選択議定書はB規約第6条の発展であり、その選択的な性格によれば、死刑の廃止を考慮する立場にまだいたっていな

かえしのつかない事実を作り出すことを経験は示している。選択議定書は、死刑の制限や廃止についての議論に、また、死刑を制限あるいは廃止しようとしている国に、国際法に従って問題に関する義務を当然とする機会を新しく、そして正確な方向をもって与える。このような基準は、世界で究極的に死刑を廃止するという、将来のシグナルとして作用し、死刑問題に関する論議に新たな影響と目標を与えるであろう（A/37/407, p.7、なお A/36/441, p.7-9）。

2. 総会第3委員会で表明された見解

86. 投票なしで採択された1982年12月18日の決議37/192で、総会は人権委員会に第2選択議定書の発議を考慮するように求めた。この決議の採決は、第3委員会の討議前に行われ賛成52、反対23、棄権53により決議草案（A/c.3/37/L.60/Rev.1）を採択した総会第3委員会の36会期（1981年）と第37会期（1982年）で表明された各国の見解を、アルファベット順により以下に掲げる。

a) 総会決議（A/C.3/37/L.60/Rev.1）に賛成した政府見解

87. オーストリアは、公の秩序に関するかぎり、死刑の廃止は混乱の増大につながらず、廃止国と存置国との間になんらの違いもないと思われることを想起することは有益であると思う。それゆえに、公の秩序の維持は、廃止に反対する有効な議論とはならない。死刑廃止は、一般的の認識を刺激するためにたえず議論しつづけなければならない問題である。世界的な死刑の廃止は長期間を経ており、困難をひきおこす国もあるであろう（A/C.3/36/SR.29.paras.1

-4）。死刑廃止国では、廃止の行為は公の秩序の維持に対し意にそわない影響をもたらさなかった。他方、死刑は陪審の誤った評決から、死刑のもっとも極端な形態、すなわち大量殺害にいたる大きな危険を包含している。もし加盟国が、国内法が特赦の可能性を規定しているすべての場合に死刑の執行を止めるならば、それはともに死刑を排除するという究極的な目的にむけての小さな第一歩となるであろう（A/C.3/37/SR.55, paras.63-65）。

88. チリは、内容にはいらない手続的決議であったので、草案決議に賛成の票を投じた（A/c.3/37/SR.67 para.86）。

90. コスタリカは、この選択議定書は選択的なものであり、各国がそれを考慮するか否かの選択はまったく自由であると指摘した（A/C.3/37/SR.67, para.58）。

91. フィンランドは、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンを代表して、より多くの国家が死刑の適用を止めるように、死刑を科することを制限し、国際的な規範を形成すべきであるとして、現在考慮されている提案は、その目的の達成にむけての一つの可能な方法であるとした（A/C.3/37/SR.50, para.9）。

92. フランスは、原則として、提案された第2選択議定書に賛成する（A/C.3/37/SR.29, para.9）。

93. ドイツ連邦共和国は、議定書を承認しないいくつかの国が承認しないにもかかわらず、提案が根拠とする人道的な目的を認めていることをうれしく思う（A/C.3/37/SR.55, para.25）。

94. イタリアは、このような提案は、大量処刑は恣意的処刑に対する抗議が増大している現

きないとした。

- (g) アルジェリア政府（1982年3月24日）は、将来、事実上の死刑廃止の実現はないと考えられるとした（A/37/407, p.3）。
- (h) トーゴ政府（1982年7月23日）は、すべての加盟国に漸次拡大されるときまで、非厳罰主義を追及する犯罪学によってすでに改善されている諸国を奨励する手段として採用された第2選択議定書をもつための努力に密接に従がう（A/37/407, p.10-11）。
- (i) アメリカ政府（1981年6月15日）は、他の国が議定書草案を採択し、賛成しようしてもなんら異議をとなえる理由はない（A/36/441, p.20）

b) 廃止国政府の回答

85. 廃止国的回答は以下のように要約される。

- (a) キプロス政府（1982年7月27日）は、死刑を終身刑に減刑する傾向に言及した（A/37/407, p.5-7）。マダガスカル政府（1982年7月27日）は、自国においては約20年間死刑が執行されたことはないが、死刑存置は抑止として役立つと報告した（A/36/441, p.12）。
- (b) イギリス政府（1981年8月11日）は、死刑に関する問題は多岐で複雑であるとしつつ、絶対的に反対する考え方が、道徳的完全性と権利の尊重を疑うことができないとする人々により支持されていると強調した（A/36/441, p.18-19）。
- (c) ベルギー（1982年7月22日、A/37/407,p.5）、スペイン（1981年7月14日、A/36/441,p.14-16）、およびスイス（1981年8月11日、A/36/441,p.17-18）の各政府は、軍事犯罪と戦時犯罪に対する死刑の規定

の可能性を留保した。

- (d) ドミニカ共和国（1981年4月27日、A / 3 6 / 4 4 1 , p . 6 - 7 なお A/37/407/Add.1,P.2-3）、フィンランド（1981年8月11日、A/36/441,p.7）、エクワドル（1982年5月19日、A/37/407/Add.1,p.3）、オランダ（1981年9月1日、A/36/441,p.12-13）、ノルウェー（1981年8月18日、A/36/441,p.13）、スウェーデン（1981年4月28日、A/36/441,p.17）、イタリア（1981年10月1日、A / 3 6 / 4 4 1 / A d d . 1 , p . 2 、なお A/37/407,p.8）、ポルトガル（1982年6月10日、A/37/407,p.6）、デンマーク（1981年8月7日、A/36/441,p.6）、おにびギリシア（A/36/441, p.9-10）の各政府は議定書草案を支持することを表明した。
- (e) オーストリア政府（1982年6月18日）は、提案された議定書の任意性を主張した。他国はすぐに追従する可能性を申し出ても、まだ死刑を廃止できない国家にとって好ましい国内的な土壤をつくりあげることを提案する。オーストリア政府は、とくに、このような人道的努力は、〔欧洲評議会のような〕地域的なレベルにとどめるべきでないと考える（A/37/407, p.4-5、なお（A/36/441, p.4-5）。
- (f) ドイツ連邦共和国政府（1982年6月15日）は、社会の力、とくに教育・刑罰・矯正制度は強力であるから、国家はその安全を確保するために生命を剥奪する必要はない。実際、多くの国の犯罪統計は、死刑を廃止しても犯罪率に決定的なマイナス効果を示していない。他方、誤判と死刑の不当な適用はとり

オーストラリア政府が死刑を廃止する国際的な動向を支持すると特別報告者に通知した。

a) 存置国政府の回答

84. 刑事立法に関する情報のほかに、いくつかの存置国はそうした立場をとる理由を以下の通り説明した。

(a) ボツワナ政府は（1981年4月28日）、国家は犯罪を犯した者に科する適当な刑罰をあらかじめ決定する主権をもち、死刑を科することは、それ自体恣意的な生命の剥奪ではなく、死刑というもっとも重要な刑罰の廃止は国民の意思と一致しなければならないこと、ボツワナ国民はなお死刑が不可欠の抑止力をもつと考えていること等の見解を発表した（A/36/441, p.5-6）。

(b) フィリピン政府によれば（1982年5月24日）、より正確な比較は行われていないが、有効なデータによれば、死刑を廃止して殺人率が低い国と比べ、殺人率が高く死刑を規定する法律が存在する国において、抑止が顕著であるとの証明はできなかった。有罪とされた者の生命よりも、無実の者の生命に高い価値がおかれるべきである。今日、あやまって有罪とされる者は稀であるが、在るとすれば裁判制度にあるのであり、死刑制度にはないものである。たとえ復讐以上のものであるとしても、死刑固有の公正さは凶悪な犯罪を断固として認めない結果、法秩序に対する社会の要望にある（A/37/407/Add.1, p.4-6）。

〔アムネスティ・インターナショナルの情報によれば、フィリピンは1987年2月2日に新憲法を採択した。その第3条19節1項は「不当な多額の罰金を科することは禁じられる。

残虐、野蛮、非人道的な刑罰は科してはならない。国会の定める凶悪犯罪による止むをえない場合のほか、死刑は科せられない。すでに宣告された死刑は終身刑に減じられる」と規定される。〕

- (c) 日本国によると（1981年7月28日）、日本国民の大多数は、とくに凶悪な犯罪を犯した者に対する死刑の存置を支持し、死刑はそうした犯罪に対し効果のある抑止であると考えている（A/36/441, p.11）。
- (d) カメルーン政府によると（1981年8月21日）、死刑は、公平さにおいて、他人の命を配慮しないすべての者の命に対する権利擁護という事実を残しているが、本来抑止力をもち全体として社会の安全を増進する正当なものである（A/36/441, p.19）。
- (e) シリア・アラブ共和国政府（1981年8月12日、A/36/441, p.18）とカタール政府（1982年5月27日、A/37/407, p.9-10）によると、死刑は真に抑止力をもつ決定的な刑罰である。
- (f) エジプト政府（1981年10月28日、A/36/Add.1, p3-4）、セネガル政府（1981年7月7日、A/36/441, p.14）、セントビンセント・グレナディーン政府（1981年7月14日、A/36/441, p.14）、およびバンバブエ政府（1981年5月7日、A/36/441, p.20）は、死刑存置の意向を明らかにし、バレバドス政府（1982年5月19日、A/37/407/Add.1, p.2）、グアテマラ政府（1981年6月23日、A/36/441, p.10）、パキスタン政府（1982年8月30日、A/37/407, p.8）およびユーゴスラビア政府（1982年8月27日、A/37/407, p.11-12）は、草案決議を支持することはで

『死刑廃止にむけての市民的及び政治的 権利に関する国際規約についての 第二選択議定書』に関する報告書(続)

覚 正 豊 和

A Report by Marc J. Bossuyt on "Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights Aiming at the Abolition of the Death Penalty"

Toyokazu Kakusho

第 2 部

II. 第二選択議定書の提案

81. ドイツ連邦共和国の発議により、国連のいくつかの機関で討議が開始された。経済社会理事会は、死刑廃止にむけての第2選択議定書を推敲するため、提案の検討準備を委託した差別防止・少数者保護小委員会の特別報告書を任命した。この諸提案の政府諸見解が、要請により文書で、また、総会の第3委員会および人権委員会において口頭で表明された。この提案は、差別防止・少数者保護小委員会でも討議された。これらの諸見解と討議の検討は、特別報告者が作成した第2選択議定書の草案に付されている。

A. 提案された第2選択議定書について の政府の見解

82. 政府は、事務総長の要請によって提案さ

れた第2選択議定書に関する見解を文書をもって、総会の第3委員会および人権委員会においては口頭で発表した。

1. 提案された第2選択議定書についての政府 の文書によるコメント

83. 総会は1980年12月15日の決定(35/437)により、オーストリア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア、ポルトガルおよびスウェーデンの提案した「死刑の最終的廃止にむけての方策(市民的及び政治的権利に関する国際規約第2選択議定書草案)」(A/C.3/35/L.75)という名称で採択された草案を、コメントは記録のための政府に伝達することを事務総長に要求した。35ヶ国政府回答は、1981年と1982年に総会に提出された事務総長の報告書でもって提出された(A/36/441 and Add. 1 and 3 and A/37/407 and Add. 1.)。回答は存置国(17ヶ国)と廃止国(18ヶ国)とに明らかに2分された。さらに、1986年7月25日、